

公益財団法人 海外漁業協力財団

No. 101



海外漁業協力



Lineup

財団設立50周年記念特集
キリバス共和国 アドバイザー報告
IWC68 総会報告
彼の地のイッピン・フィジー編

12
2022

「月の沙漠」という歌は、お姫様と王子様がラクダに乗って月の光の中砂漠を進んでゆく、というとても美しく幻想的な情景を思い浮かべさせてくれる。モーリタニア・イスラム共和国（以下「モーリタニア」という。）はまさにそんな光景が実在しそうなところで、国土の9割はサハラ砂漠である。

モーリタニアは、アフリカ大陸の北西部に位置し、北は西サハラとアルジェリア、東はマリ、南はセネガルが隣国である。西は大西洋に面し、500km離れた大西洋沖にはカーボベルデがある。国土は日本の3倍で、人口は約450万人、アラビア語が公用語でフランス語も広く使われている。

日本からは、ほぼ地球の裏側の遠い遠い国であるが、実はモーリタニアのものが、我々の身近なところに出回っている。日本で流通するタコの40%は同国産なので、ぜひ、ご近所のスーパーの鮮魚コーナーでタコの原産国を確認してみたい。

閑話休題。サハラ砂漠はアフリカ大陸の三分の一を占めているが、その中で最大の都市が人口100万のモーリタニアの首都、ヌアクショットである。

ヌアクショットには、1996年、日本の無償資金援助によって魚市場が建設された。市場の場所は、建設前、近隣の漁業者が漁獲物を水揚げするただの砂浜であった。しかし、建設後は、次第に人と物が集まるようになり、のちには下水処理施設が設置され、市場もEUによって拡大された。現在ではヌアクショット市民の台所として親しまれており、国内海産物の供給・輸出拠点として有効に活用されている。

この魚市場には船着き場は併設されておらず、前浜に水揚げされた魚は砂浜の上を人力の手押し車やロバ車で市場まで運ばれている。販売人の多くは、炎天下、市場の海側の砂浜にビーチパラソルを広げ、その日陰で鮮魚を販売している。

2022年度、海外漁業協力財団はモーリタニアで水産加工プロジェクトを実施し、水産職業訓練センターに水産加工研修施設を設置した。今後、同施設での研修を通して「魚を保蔵する際の氷の重要性」などの鮮度管理に関する知識が普及していくことが期待される。



モーリタニア地図（外務省 HP を加工）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mauritania/index.html>



いざ出漁！



多くのビーチパラソルが並ぶ砂浜



パラソルの下での鮮魚販売（ニベ類）



魚市場内にある魚の調理スペース

目 次

世界 の 魚 市 場

- モーリタニア・イスラム共和国 スアクショット魚市場 (専門家 新井 孝彦)

財 団 設 立 5 0 周 年 記 念 特 集

- 2 財団設立50周年に寄せて (水産庁国際課海外漁業協力室長 鹿田 敏嗣)
- 4 海外漁業協力財団における外国語力について思うこと (海外漁業協力財団OB 塚原 敏夫)

ア ド バ イ ザ ー 活 動 報 告

- 11 キリバス共和国 持続的利用アドバイザー報告 (専門家 大橋 智志)
- 17 キリバス共和国 持続的利用アドバイザー報告 ② 鮮魚ショーケース使用実験の実施
(専門家 左近充 浩一)

活 動 報 告

- 23 第68回国際捕鯨委員会総会に参加して (業務支援課 藍澤 輝明)

彼 の 地 の イ ッ ピ ン

- 29 彼の地のイッピン・フィジー編 ～マグロの刺身～ (フィジー駐在員事務所長 北澤 拓)

主 な 動 き

- 32 要人往来、研修生受入、専門家派遣 (短期派遣・長期派遣)

政 府 ベ ー ス の 漁 業 協 力 等

- 36 無償資金協力、漁業交渉・国際会議

- 40 編集後記

表紙の写真：魚を運ぶロバ車 (モーリタニア・イスラム共和国 スアクショット魚市場の前浜)

ここで水揚げされた魚は、人力の手押し車やロバ車で市場まで運ばれる。性質が穏やかで記憶力も高いとされるロバは、人々の大切なパートナーとして地域住民の生活を支えている。

財団設立50周年に寄せて

水産庁国際課海外漁業協力室長 鹿田 敏嗣

公益財団法人海外漁業協力財団（以下「財団」という。）が、2023年6月に設立50周年を迎えますこと、心よりお喜び申し上げますとともに、設立以来半世紀にわたる海外漁業協力へのご尽力に感謝申し上げます。

1973年の財団の設立については、当時の設立趣意書をみると、「各国の200海里排他的経済水域の設定が広がる中で、海外漁場を確保するためのより現実的解決を図る見地から、海外漁業協力と海外漁場の確保とを一体的に推進する旨の国の政策の一環として設立することとなった」とされています。財団が設立された1973年は、まさに日本の遠洋漁業の生産量がピーク（399万t）に達し、沿岸200海里を排他的経済水域と定める国連海洋法条約の採択に向けた会議が始まった年でもあります。この年以降、日本の遠洋漁場の縮小が加速しその漁獲量も減少を続け、2020年には約30万tまでその生産を縮小しているわけですが、財団の活動があったからこそ、長らく厳しい状況下にあっても日本の遠洋漁業が存続し得てきたのだといえます。

財団が担う海外漁業協力については、2001年に制定された水産基本法においても、水産施策の基本理念のひとつである「水産物の安定供給の確保」に関する国の施策（「国際協力の推進」「排他的経済水域以外の水域における漁場の維持及び開発」）として位置付けられており、2022年3月に閣議決定された新たな水産基本計画でも、「海外漁場での安定的な入漁・操業の確保」及び「水産資源の持続的利用の推進」のため海外漁業協力を活用する、とされています。

また、昨年開催された第9回太平洋島サミッ

トにおいて採択された共同行動計画に「日本は、海外漁業協力財団（OFCF）を通じた漁業施設の復旧や地元で生産された水産製品の開発支援を含め、太平洋における水産業の更なる発展のためにPIF島嶼国を支援する」と明記されるなど、財団の協力はEEZに主要なかつお・まぐろ漁場を有する南太平洋島嶼国からも高く評価され、日本漁船の漁場の安定的な確保、ひいては我が国の水産物の安定供給に大きく貢献してきています。



一方、財団を形づくる「ひと」に着目しますと、この財団情報誌「海外漁業協力」には、職員や専門家の方々の事業を通じた知見や体験などが掲載されており、地域毎の社会特性の違いや予期せぬトラブル、予算や資材・カウンターパート人材の制約など、専門分野を超えた多くのハードルに直面する中で奮闘する様子の一端を垣間見ることができ、関係者の皆様が、数多くの幅広いタフな経験をされてきていることが想像できます。海外漁業協力は、知力、体力、胆力その他諸々の総合的な人間力が求められる大きなチャレンジでもあることを実感しますが、それを半世紀にわたって担い、協力先国との人的なつながりを構築してきた財団は、その「ひと」に係る部分も含めて、政府及び水産業界にとってかけがえのない貴重な財産であるといえます。

地球温暖化の影響の顕在化などを受け、近年、

食料安全保障や持続可能な経済活動が世界の最も重要な課題として認識されるとともに、その実現が喫緊の国際的課題となっています。特に、持続的な再生産が可能な天然水産資源については、資源管理の強化とともに、その利用をめぐる各国による囲い込みや競争が激しくなっています。とりわけ、国民の水産物に対するニーズが高い我が国の場合、自国の排他的経済水域の資源管理と併せて、それ以外の海域に安定した漁場を将来にわたって確保することが、これまで以上に重要な意味を持つようになっていきます。また、水産資源の利用についても、単に特定資源の持続性ではなく、より包括的な環境持続性の中での幅広い経済活動と捉えた、いわゆるブルーエコノミーの推進が多く途上国において主要施策に位置付けられるなどの新しい動きが見られます。海外漁業協力についても、こうした変化に応じ、環境持続性を考慮したより幅広い取組が求められています。

不確実性の時代、将来の見通しが難しい中で、水産基本法で定められた「水産物の安定供給の確保」という基本理念の実現のために海外漁業協力の果たす重要性が高まる中、長年培われた豊富な知識と経験、多数の国や関係者との深い信頼関係を有する財団の存在意義がより一層大きなものになっています。引き続き、関係国のニーズの変化を的確に把握し、人的関係の構築・深化を図りつつ、効果的かつ戦略的な海外漁業協力の展開にご協力・ご尽力をいただきますよう、ご期待とお願いを申し上げます。

最後になりましたが、財団のますますのご発展、ご活躍と関係者の皆さまのご健勝を祈念いたしまして、財団設立50周年に寄せてとさせていただきます。



海外漁業協力財団における外国語力について思うこと

海外漁業協力財団OB 塚原 敏夫

10月のある晴れた日、海外漁業協力財団（以下「財団」という。）から一本のeメールが届いた。「来年財団は設立50周年を迎えるので、いろいろなイベントを企画中であり、『海外漁業協力』でも記念特集を組むので、在職中の経験を踏まえ、財団に求められる外国語力について思うところを書いてほしい」というものである。私は、外国語に関心を持っていたが、財団の皆さんに向かって、上から目線で「こうすべきだ」と意見を出す実力も、資格もないと思っている。財団では英語、スペイン語を使う仕事が圧倒的に多かったが、自分の外国語力は十分とはいえなかったと感じている。そのようなわけで、原稿を引き受けるのを逡巡していた。しかしながら、二国間、多国間の国際協議に出ていたし、英語でもスペイン語でも議事録をドラフトアップしていたし、指導者養成コースの研修生には英語で授業をしていたし、等々、相談したある人から財団の卒業生でそのようなことを書けるのはあんただけだ、と言われ2～3日眠れぬ夜を過ごして思い悩んだ末、お引き受けすることにした。

2009年5月、日本側代表団は、ペルー共和国（以下「ペルー」という。）の首都リマのペルー生産省漁業次官室の会議室で、漁業省次官を筆頭とするペルー政府代表団と会合した。当時、ペルー水域には日本の大型イカ釣り漁船がアメリカオオアカイカを狙って入漁していた。それら日本漁船のペルー水域への継続的入漁についての条件協議である。日本側は水産庁海外漁業協力室（以下「協力室」という。）勝山室長（当時）を団長に水産庁、業界、財団及び通訳を含めて6名、ペルー側は漁業次官を団長に総勢7名であった。

冒頭、日本側を代表して協力室の勝山室長が挨拶をした。室長は、一枚紙に書かれたスペイン語の挨拶文をよどみなく読み上げた。短い挨拶文ではあったが、終わるとペルー側から拍手とともに賞賛の声が続いた。素晴らしい、完璧だ、美しいスペイン語だ、等々。当然のことながらペルー側から「誰が書いたのか」と質問がとんだ。「実は私の妻が書いてくれまして、読む練習もして来ました」と嬉しそうに、そして恥ずかしそうに答える。何となく場の空気が和らいだ感じがした。このことがあったからかどうか、交渉は順調に推移し、議事録に双方が署名して今回の協議を終わりとすることとなった。スペイン語圏の人たちは、日本人がスペイン語を話したりすると、本当に珍しがって、喜んでくれる。また、相手国の母国語を使うことが、緊張の緩和剤になったりもする。

ペルー側の役人は議事録案の作成に一切かわからないので、いつも日本側がドラフトを作成した。こちらで作成した方が、好きなように書けるとい



2009年5月、ペルー側と固い握手を交わす勝山室長（左）



2011年5月、ペルー代表团（右から2人目が漁業次官）

うメリットもある、と前向きに考えれば良いのだ。双方で議事録の読み合わせを行った後、次官付きのタイピストがいつもペルー政府指定の用紙に清書してくれた。

2011年5月、事件は起きた。同じくペルーとの入漁協議が終わって議事録に署名した後、次官から「そこのお二人さん次官室へ来て下さい」と私と通訳が次官室へ呼ばれた。何で呼ばれたのかわからず、しずしずと二人雁首を並べて次官室へ。

席に着くなり次官が「あなた方ここ違うわよ」といきなりのお叱り。「え！」と頓狂な声をあげたのが私、続いて通訳さんが「え、えー」と控えめに声をあげた。「あなた方ここで接続法を使っていますが、正しくは未来形を使うのです」とおっしゃる。「いえ、ここは過去からみた未来なので、接続法を使うと学校で習いました」と、堂々と正論を述べる私。

「そうです、私もそのように習いましたし、今の今までそのように使ってきました」と通訳さん。確信を持って後方支援をしてくれる強い味方だ（この通訳さんNHKテレビにもでばるピカイチの通訳なのだ。）。

「違います。現代スペイン語では接続法を使いません」と次官。我々の今回のテーマはいか釣り漁業であって、スペイン語の文法ではないので、ここは有難くアドバイスの御礼を言って引き下がった。ここまできると財団が要求する外国語力

を超越しているんじゃないか。しかしながら、気にはなっていたので、帰国後四ツ谷にある母校に行ってスペイン人の牧師さんに聞いてみることにした。ちなみに、ここの牧師さんたちは源氏物語や枕草子等を原文でお読みになるほどの日本語力もお持ちの教授連なのだ。回答はハッキリしたものではなく、「見解の相違があるのでしょうか」という感じのものだった。スペイン語も時代とともに変化しているのかも知れない。あれから10年以上、日本語と同じようにスペイン語も乱れている、と聞こえてくる昨今でもある。

ペルーに限らず細かい文法に小うるさい役人は南太平洋の島嶼国にもいた。こちらはソロモン諸島の次官補で、特に冠詞、定冠詞にうるさかった。私は日本人で、特に冠詞、定冠詞に弱いのを自覚していたので、この問題だけを扱った本（ランゲメール編集部『aとtheの物語、改訂版』（共栄図書、2007年））も読んで、普段から万全の対策は立てていたつもりではあった。しかしながら、毎度指摘されると「ウッセー」もんだ。

2007年10月、ソロモン諸島との日本のかつお・まぐろ漁船の入漁条件協議のため、日本側代表团（農林水産省国際顧問を代表に水産庁、業界、財団、そして通訳）とソロモン諸島政府代表团は、首都ホニアラのメンダナ・ホテルの会議室で会合した。ソロモン側の都合で協議の開始が一日遅れた。そのため協議は終わったものの、帰国便の出発時間も迫っていて、こちらは議事録のドラフト作りを焦っていたが、ソロモン側はのんびり落ち着いていた。議事録の読み合わせを始めたが、くだんの次官補がまたまた冠詞、定冠詞についてちゃもんを付けてきた。ところがペルーのケースと違って、こちらの次官は、次官補に「あなたは黙ってなさい」と一言。「問題ないじゃないの」とダメ押しの二言目。以後、くだんの次官補は、あの常夏のホニアラでフリーズしたまま、一言も口を挟むことがなかった。外国語の文法的な問題について相手方と議論することもないが、何と

いっても、相手方に問題を指摘されることのないよう、努力するしかないのだ。

二国間協議では、先方と議事録の読み合わせをする前に日本側代表团には事前にドラフトを配布してそれぞれの団体の意見を聞いておくことにしていたので、時間との勝負が結構きつかったと今でも思う。もちろん通訳がいるときは、適宜表現方法について相談に乗ってもらった。これがとても勉強になったと思っている。ツバルでは協議の時間内に議事録が出来上がらず、帰国便が目の前で待っているのに、改札口（搭乗口なのだがここは単線運転のローカル線の改札口のような作り。）でサインを交わしたこともあった。これはツバル側が、普段日本で協議をするときには日本側にお世話になるので、ツバルで協議をするときには我々が議事録をドラフトすると言って、手伝わせてもくれなかったことにも起因する。2010年10月、ナウルとの現地協議では、協議が終わったとたんに停電となり、暗闇の中で懐中電灯とローソクの明かりを頼りに、日本側代表团総動員で議事録をドラフトしたこともあった。二国間協議ではいろいろな問題が起きても、スピーカーの国際顧問が差配してくださるので、本当に安心して仕事ができ

ロシア語の名通訳として知られ、また数々の著

作物も残した故米原万里さんは、その著作『必笑小咄のテクニク』（集英社新書、2005年）の中で次のように言っている。「公事に限らず、私事においても、異言語の出合うところ、必ず通訳の出番はあるのです」「プロの通訳として生きていくためには、まず何よりも日本語の達人になることです。その上で外国語をマスターすること。完璧にマスターできるのが理想ですが、できない場合は、論旨に矛盾のない話を創り出す才能が必要、ということです」。彼女はこのような外国語学習者に対し、示唆に富んだ名言を残している。あらゆる多国間会議、二国間協議、つまり複数の言語が出会う所では、どこでも通訳が活躍している。財団でも多国籍の人たちが集まる研修事業、協力事業に関する覚書協議、外国要人の理事長表敬のときなどで通訳の力を借りている。

多国間協議で起こる言葉の問題は私には深刻であった。私がオブザーバーとして参加していたのは、中西部太平洋のかつお・まぐろ漁業の管理に関する締約国会議であった（WCPFCⁱと呼ばれる締約国会議である。）。会議そのものの使用言語は英語であったが、なにせ参加国がアメリカ、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドをは

ⁱ 中西部太平洋まぐろ類委員会 (Western and Central Pacific Fisheries Commission)



2007年12月、グアムで開催されたWCPFCの風景

じめとしてEU、韓国、太平洋島嶼国、台湾、等々訛りのある英語に関する限り多種多様、訳がわからない。まさに訛る英語のデパートの様相を呈していた。この会議では聞き違いではなく、聞き取れない英語があるのだ。

ここでは日本から二人の通訳が活躍していて、オーストラリア、ニュージーランド等の訛りのある英語も、韓国や台湾のようなアジア訛りの英語も、おやつを食しながら涼しい顔をして日本語化していた。通訳された日本語は小型マイクをとおしてFM電波に乗って流れるのである。オーストラリア代表の酷い訛りに閉口したのか、さすがに代表団の一部からゆっくり話して欲しいと公式に要望が出たことがあった。カナダの代表が、私が通訳をしましょうかと言って会場を笑いの渦に巻き込んだこともあった。英語圏の人にはあの訛りの強い英語が聞き取れているのかと不思議な思いがした。スペイン語圏の代表団もオブザーバーで来ていて、年配の通訳がついていた。こちらの通訳は相当のベテランらしく、編み物をしながら小型マイクに向かっていて。さすがにプロだなといたく感心した。

繰り返しになるが、故米原万里さんは、「外国語をマスターする前に日本語の達人になれ」と書いておられる。また「外国語を完璧にマスターできない場合には、論旨に矛盾がないような話を創り出す才能が必定、つまりそれは、嘘つきの才能だ」と言っておられる。彼女の親友にイタリア語通訳の田丸公子さんがいて、この方もイタリア語の名通訳であると同時に、物書きもしているという才能の持ち主である。田丸さんも世の母親と同じで息子さんを叱るときがあるそうだ。「お前、ウソつきは通訳の始まりだよ」。ジョークにしては真実を突いていて面白いのと同時にちょっと考えさせられた。イタリアの警句に、「Traduttore, traditore」（翻訳者は裏切り者）というのがある。ロシアの作曲家のストラビンスキーは、翻訳者を通訳者に置き換えているそうだ。つまり翻訳も通

訳も原文、原発言を忠実に伝えることはできない、ということなのか。聞いた話では、単に聞き違いや解釈の違いで結果的に「ウソつき」になってしまうこともあるらしい。

奥津文夫『ことわざの英語』（講談社、1989年）の中に、「ロンドンで地下鉄に乗ると、電車が発車するとき、車掌が『満員だぞー』と叫ぶことがある。実は、これは『Mind the door』（閉まるドアにご注意下さい）と言っているのだ。人によってはこれが『毎度ありー』とか『My darling』とも聞こえるそうである」という話が紹介されている。これほどさように人によって聞き違いはあるものなのだ。たとえプロの通訳さんだって通訳中に「今晚のおかず何しようかな！」なんていうのが頭をよぎることもありそうだが、そんなときどうしているのだろうか。プロだから聞き逃し、聞き洩らしなんてないのかな。「余計なお世話よ」と言われそう。

バルセロナ、アトランタ、二つのオリンピックのマラソン・メダリスト有森裕子さんは、結婚されてアメリカに在住し、英語世界の中で生活しているが、「英語でコミュニケーションすることがゆううつになるときがある。電話で聞きまちがえたり、伝言がきちんとできなかつたり、話がぜんぜん通じなかつたり」と述懐している（岩波新書編集部『英語とわたし』（岩波書店、2000年））。有森さんのご主人はアメリカ人であるが、日本語ができるので自宅では日本語で話しているとのこと。

日本人の英語力の低さは広く知れ渡っているようだ。2022年のEPIⁱⁱ(English Proficiency Index：英語能力指数)によれば、日本人の英語能力ランキングは世界111か国中80位である。アジアの諸国では、シンガポールが2位でダントツ、フィリピン22位、韓国36位、インド52位、中国62位で

ii イー・エフ・エデュケーション・ファースト・ジャパン株式会社 (<https://www.efjapan.co.jp/epi/>) が、インターネット上で無料公開している英語力測定テストのデータを元に、非英語圏の国・地域における英語能力を計測したもの。2011年より毎年発表している。

ある。結果はあくまでも参考にすぎないが、このような状況は以前から続いていて、英語教育の在り方について半世紀も前から侃々諤々かんかんがくがく議論されてきた。中学、高校、大学と英語を勉強してきたのに、外国人との会話もうまくできない。そこで「会話に力を注げ」ということで、LL (Language Laboratory) の充実、外国人教師の導入、大学入試でのヒアリング試験の拡充、小学校からの英語教育の導入等々が次々と実施されてきた。つい最近の報道によれば、都立高校の入学試験にスピーキングテストが導入されたという。これには抗議、反対の声があがったことを、どこぞやの新聞が伝えていた。

最近、外国人と会話ができると「英語ができる人」とされているが、これは大きな誤解である、といっても過言ではないのではないか。日本語に熟達してもいない小学校低学年生に、英語を教えるのだらうかと考え込んでしまう。学校で週2時間ばかり英語でゲームをしたりお遊びをしたりして英語に触れたとしても、一旦校門を出てしまえば友達と日本語で遊ぶ、家に帰ればお爺ちゃん、お婆ちゃん、両親、兄弟姉妹と日本語で話す、買い物も日本語、テレビもゲームも日本語、一体英語の勉強がどこで役にたっているのだらうか。“習うより慣れろだ”と悪魔の声が聞こえる。

英語だけでなく、外国語をマスターするのに日本語を勉強することが極めて大事なことであるという、故米原万里さんのご意見には僭越ながら私も大賛成なのだ。国語の学習を重要視するのは、自分の経験からみて、外国語の習い始めはどうしても頭の中で翻訳作業を行わざるを得ないからだ。日本語の真意を汲み取れなければ、誤った翻訳をしかねない。英語を英語のまま受け入れられるようになるまでには、かなりの努力が必要なのだ。「ネイティブ・スピーカーから学ぶには、場数を踏む必要があるし、聞き取ることがまずたいへんである。日本人の英語はいくら上手でも聞きやすい。通訳の入る会議では、できるだけ良い表現だ

と思ったら、メモをするようにしていた」(岸本周平『中年英語組』(集英社、2000年)) というような専門家のご意見もある。駅前留学にも行けなかった私などは、それこそ暑さに汗を流し、寒さに震え(エアコンがなかった。)、涙を流し(資格試験に落ちた。)、血も流し(ちょっと大袈裟?)て、やっと英字新聞や英文文学作品が読めるようになった。そして英作文は朝日新聞の天声人語の英語版が、私の記憶が正しければ“Vox Populi, Vox Deiⁱⁱⁱ”として翌日のAsahi Evening Newsに載ったので、これを利用して自己採点を繰り返した。初めはてんで英語になっていなかった。

私は耳が良いと自分では思っていたのだが、音楽は聴けても英語の聞き取りはゼンゼンできなかった。そこでCNN(ケーブル・ニュース・ネットワーク)の英語ニュースをウォークマンに入れて、往復の通勤電車で徹底的に聞き込んだ。しかし、数か月たっても一向に聞く力がついたとも思えなかった。それでも一年続けたら何とか半分くらいは聞き取れるようになった。財団に英語人がいた時期があって、彼女たちから良い英語で書かれた本をたくさん読みなさい、そして良い英語をたくさん聞きなさい、と言われて本と映画のタイトルを紹介してもらった。そこで、「ローマの休日」(Roman Holiday)の脚本を丸善で買ってきて、これをボロボロになるまで音読して暗記した。そのうえで実際の映画を観た。良くわかる、とても嬉しかった、楽しかった。ネヴィル・シュートの「On the beach」(これも「渚にて」というタイトルで映画化された。)をこれもボロボロになるまで音読で読みこんだ、そして映画も観た。

日本人が英語力で初級から中級、上級へ進めないうのは英語を読む訓練をすることが圧倒的に少ないからである。「英語の上達には読むことが非常に大切である。アメリカの言語学者が、リーディングは外国語の習得において、初級者のレベルと

~~~~~  
iii ラテン語で「民の声は神の声」



上級者のレベルのギャップを埋めるベストの方法だ」(小松達也『通訳の英語 日本語』(文藝春秋、2003) )、「『書く力』、『読む力』をつければ『聞く力』『話す力』を自力で高めることができる」(北村一真『英語の読み方』(中央公論新社、2021年) )。つまり「読み書き」ができれば「聞く話す」の力を自力でつけていけるということなのだ。とにかくにも英語の文章をワンサカと読むに限るのだ。乱読でいいのだ。5頁や10頁くらい、わからないところがあっても、最後まで読み通すのだ。

外国語の勉強の仕方は、人それぞれで自分の性格、生活に適合する方法を早く見出して、自分なりの方法を確立して、猪突猛進する、そして長く続けるのだ。継続は力なり。人に画一的な方法論を述べられても、自分との相性ってものがある。人づてに聞いた話であるが、ハーバード大学とジュリアード音楽院を首席で卒業した、バイオリニストの廣津留<sup>ひろつる</sup>すみれさんのお母様は、家じゅうの目立つ壁に英会話の文章例をベタベタ貼っておいて、一日に何回も音読させる、質問をすることですみれさんに英語を叩き込んだそうだ。ちなみに、このお母さん、すみれさんがハーバード大学に進学する際に大学側と交渉して、授業料を値

切ったという肝っ玉母さんだとか(テレビ朝日系列「徹子の部屋」2022年8月5日放送内で語っていたとのこと)。

財団が扱う外国語は何か国語あるのか。それこそ財団には、漁業関係のある国に限られるが多言語社会で英語圏、スペイン語圏、フランス語圏の他にインドネシア語圏等東南アジア諸国からも、研修生や要人がやってくる。指導者養成コースは参加者に英語必須と制限をかけていたが、その他のコースの参加者は自国語であったので、研修には教室の授業にも現場の現地研修にも通訳の皆さんが活躍されていた。担当課も適当な通訳さんを探すのが大変な作業だったに違いない。日本人で外国語ができるからといって、すぐに通訳として使えるかというときにあらず、通訳の技法について皆さん厳しい研修なり勉強なりをしてこられたのだ。

あるとき、理事長室に呼ばれた。突然の来客、これから帝国ホテルで会うので同行せよと仰る。その要人の用向きは何だかわからなかったが、さしずめ事業の内容でも説明するのかとルンルン気分、生まれて初めて帝国ホテルの敷居をまたいだ。現れたのは、立派なスーツにネクタイ、恰幅



2011年10月、財団事務所で開催された日・ソロモン協議の風景

の良すぎる紳士であった。自己紹介をするまでもなく、いきなりしゃべりだした。まるで機関砲でも撃つように早いこと早いこと、とどまることを知らずにしゃべりまくる。聞き取れたところだけでも伝えようとチャンスを探るが、全く奔流のごとく話を止めようとしめない。先方は私のことを同時通訳と思っていたのだろうか。プロの通訳さんならいい加減なところで、通訳するからと言って途中ストップをかけるのだろうが、こちらはプロでも何でもなく、英語はおろか通訳業務にいたっては「ド」が3つも4つもつく素人なのだ。どうしてよいかわからず、ひたすらしたたる汗を拭うばかり。10分くらい経っただろうかやっとなしゃべり終わって、次のアポイントがあるから「さよなら」だと。故米原万里さんの言葉を思い出す余裕もなかったのである。

何もできなかった自分、自己嫌悪に襲われた。出るのはため息ばかり、ションボリ肩を落として財団の事務所に帰ってきたのを、昨日の出来事のように覚えている。それからは、わき目もふらずに、とことん英語に向き合うこととした。「それでもこの程度の出来なんだな、大したことねーな！」アバター（分身）がささやきかける。

「私の座右の銘は『努力する人を運命は裏切らない』」。第一次南極観測越冬隊長、京都大学教授等を務めた西堀栄三郎氏の言葉である。今は昔、NHKの「プロジェクトX」で教わったものだ。この言葉を支えにしてこれまでいろいろと、そこそ人知れず涙ぐましい努力を重ねてきた。今でも英語、スペイン語を忘れないように最低限の努力をしているつもりなのだ。しかしながら、歳を重ねるにつれ、記憶するより忘れる方が早くなっている気がする。否、気がするのではなくそうになっていると言った方が当たっている。凡人の記憶のストックは、マーケティングで習った「先入先出」の商品在庫の取り扱いと違って、「後入先出」で、後から覚えようとしたことが、自分の意志にはお構いなしにドンドン出ていくのだ。

皆さん、長々と最後までお読みいただき心から感謝申し上げます。財団の現役の皆さん、財団として必要な国際人としては、やはり、英語くらいは「読んで」「書いて」「聞いて」「話して」の4拍子を、できるだけそろえることが必要でしょう。特に英語を扱って業務をなされている方には、「書いて」「話して」についてさすがに財団の方だ、と言われるくらい抜群に品格のある英語を身につけていただきたいものです。それであんたはどうだったんだ、とツッコミを入れられると、「え、あの、その、う、まあ…」と歯切れが悪いけれど。

英語の上達の方法に画一的な方法はないのだ。この世をはるかに見渡せば、有料、無料のKnow how, How toものが溢れている。汗も流さずに外国語をマスターできるなんて、夢のような話は横に置いておいて、どうぞ皆さん日々ご精進下さい。継続することが大事なんです。

最後になりましたが、財団設立50周年おめでとうございます。この記念すべき時に寄稿の機会を与えてくださり、光栄の至りです。長々と駄文ではありますが、若い現役の皆さまの自己啓発、あるいは自分に付加価値をつけようとするヒントにでも、資することになれば幸いです。私が財団に在籍中は順調に進むことも、そうでないこともひっくり返して、楽しく仕事をさせていただきました。これも水産庁の方々をはじめ、財団の役職員の方々、関係業界の皆さまの温かい、ときには厳しいご支援のたまもので、この場をお借りして皆様に心から御礼申し上げます次第です。

塚原敏夫氏は、財団において1997年から2000年まで技術協力部長、その後、参与、嘱託、特別専門家を務められ、2010年に退職した。なお、部長退職後は、当時の農林水産省国際顧問からの要請により各国との入漁協議の支援業務を担当された。現在でも、技術協力に関する豊富な経験と語学の能力を活かし、当財団の職員採用時の英語試験問題作成などに携わっていただいている。



## キリバス共和国 持続的利用アドバイザー報告

専門家 大橋 智志

2022年6月、筆者はキリバス共和国（以下「キリバス」という。）に赴任し、漁業海洋資源開発省（以下「漁業省」という。）に着任した。第100号（2022年9月刊行）の着任報告に続き、本号においては、キリバスにおける所属や環境、様々な出来事について報告したい。何分にも「ひよっこ専門家」の報告なので、多少の落ち度があっても先輩諸氏には目をつぶっていただきたい。

### 1. キリバス共和国漁業海洋資源開発省

キリバス漁業省は、バイリキの省庁街の一角にある。庁舎は2階にあり、6つの局からなる。この中の開発計画局（Planning Development Division：以下「PDD」という。）が、私こと海外漁業協力財団、水産資源持続的利用アドバイザーの配属先である。6月13日月曜日に緊張しながら初登庁を果たす。自宅から歩いて2分の距離であるにもかかわらず、2回も人に場所を聞いた。筆者は方向音痴である。

2階にある漁業省のオフィスは、中央のロビーを囲むように各局が配置されている。沿岸漁業局（Coastal Fisheries Division：以下「CFD」という。）のように分局（本局の所在地はアンボ。）となっている部署もある。筆者はこの日から、ターシ局長率いるPDDの一員となった。

### 2. モーニングティー

登庁初日は、自宅の不慮の事故（玄関の鍵が壊れた）により午前中で早退したものの、翌日朝には、関係者の皆様に紹介されることとなった。テータ次官補他各局長が会議室に集合し、ターシ局長から紹介を受けた後、筆者は、たどたどしい英語で自己紹介をした。挨拶が終わっ



キリバス共和国地図（外務省HP地図を加工）  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kiribati/index.html>



タラワ環礁地図（外務省HP地図を加工）  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/6/0629\\_01.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/6/0629_01.html)

てホッとしていると、テータ次官補から、「ところでお茶は何を飲みますか？」と聞かれた。上がっているのので「水でいいです」と答えると、「お茶はどうですか？」と再度聞かれた。「水で



歓迎のモーニングティー

いいです」と繰り返す筆者に、仕方ないなといった様子で次官補が、「ではティータイムにしましょう」と宣言された。何かわからないうちに、お祈りが述べられると、「お茶」だけではなく、たくさんのごちそう、飲み物が並べられて食事会が始まった。いわゆる「モーニングティー」であった。筆者の歓迎会だったのだ。この文化を知らなかった筆者は、ただただ驚いて、それでも美味しい食事を頂いた。これが「びっくり」の始まりである。

ちなみに、毎月曜日はモーニングティーの日となっており、みんなでお菓子を持ち寄る慣習がある。週の最初をこのような楽しみとともに始める文化は素晴らしいと思う。



ある日のモーニングティー  
(寿司酢を使った巻き寿司を筆者が持参)

会食後、キリバスでの活動内容について、財団と交わした覚書をもとにPDDとCFDの局長と話し合った。持続的利用アドバイザーの業務は、相手国政府へ海洋水産資源の持続的利用推進のための助言を行うことや、二国間漁業交渉を含む国際機関での連絡調整等である。筆者は種苗生産や養殖が専門なので、これらも活動項目に加えていただいているのだが、2人の局長が「ナマコは作れますか?」と聞いてきた。筆者が「作れます」と答えると、2人ともとても安心した様子だったので少し不思議だった。この謎は後に解けることになる。

### 3. 数々の手続き

実際に活動を開始するには、就労ビザの取得、銀行口座の開設、運転免許の取得等の数々の手続きが必要である。PDDでは、筆者の諸手続きがスムーズに進むように、いろいろなフォローを行ってくれた。運転免許取得のために病院での検査や警察署へ同行し、書類を作成してくれた。銀行口座は最もハードルが高かったが、繰り返し銀行側と交渉していただき、私金、公金口座共に無事開くことができた。後でわかったことだが、ANZ(オーストラリア・ニュージーランド)銀行はキリバス唯一の銀行であるにも





大臣主催夕食会のメニュー

(左奥：カボチャの煮物、中央：パイナップルとベーコンを乗せたチキンの唐揚げ、右手前：ミルクフィッシュの天ぷら)

かかわらず、幹部が帰国していて機能不全状態にあったらしい。もっとも、手続きを進めている際に、次々に担当者が変わっていくので、まるでラグビーだね、と呑気なことを言っていたのは筆者だけであろう。

#### 4. リバナターケ漁業大臣への表敬

初登庁から2週間目の金曜日に、「来週の月曜日にリバナターケ漁業大臣とアグネス次官がお会いになります」とターシ局長から話があった。大臣に会うなどとは思ってもみなかったので「びっくり」したが、6月27日の午前中に大臣と次官に拝謁することができた。挨拶だけと思っていたところ、大臣は気さくな方で、筆者の専門分野を知って、種苗生産用の微細藻類の生産などにアドバイスして欲しい旨を相談された。筆者が「種苗生産用の微細藻類はできるだけ地元に適応した種類が良いので探してみたい」と回答したところ、「それは良いことだ」と言ってくださった。大臣は種名等にも詳しく、博学な方だと感じた次第である。こうして拝謁が終わってホッとしていると、「今日の夕方は大臣から夕食会に招待されていますよ」とターシ局長がニコニコしながら伝えてきた。大臣臨

i 藻類のうち、肉眼では識別困難な非常に小さい藻類を「微細藻類」という。1個体は5 $\mu$ m (マイクロメートル) から300 $\mu$ m (マイクロメートル) ほどとされる。



増殖中の微細藻 (緑藻類)

席の夕食会などに参加するのは初めてなので、また「びっくり」した。ベシオ島のリーフ側のカフェ屋上を貸し切った夕食会で、次々とごちそうが運ばれて会食が始まり、満天の星と天の川の下、美味しい夕食を頂いた。

#### 5. 活動の開始

##### (1) 餌料用微細藻類の探索

キリバス漁業省では、ナマコ類、貝類、藻類増養殖を進める計画を立てており、現在種苗生産の活動を行っているのは、CFDの本局でもあるアンボ種苗生産施設である。ここでは、ミルクフィッシュの種苗生産を主に行っているの、まずはここを訪ねてみた。

責任者のカリバナン氏は、財団での研修経験もあり、知識も豊富な方で、筆者の話に非常に興味を持ってくれた。現況を調べると、アンボ種苗生産場は介類<sup>ii</sup>種苗生産用に設計されていないので、微細藻類の保存が難しく、元種を切らしていることが分かった。また、元種にはオーストラリア連邦のタスマニア州から輸入した微細藻類を利用していたこともわかった。タスマニア州は日本の北海道に似た気候で海水温が低い。熱帯地域にあるキリバスでの元株保存は難しいことであつたろうと想像できた。そこで筆者は、あらゆる所から元種となる微細藻類を含んでいそうな原水を探して、栄養塩培地を加え、照度を色々変

ii 魚以外の有用無脊椎水生動物一般を指す言葉。

えて培養試験を開始した。資材は、ペットボトルやプラカップ、ランチボックスなどを利用した。熱帯性の海域では生物相の遷移が非常に速いため、微細藻類など低次の生産者は海中になかなか残らずにすぐに食べられたり分解されてしまう。このため海水の透明度が非常に高いのだが、そうになると微細藻類を捕まえるのはかなり難しい。よって、自然発生藻類を利用するミルクフィッシュ養殖池、ラグーン内のアマモ類の葉上附着物からスコールの水たまりまでサンプル採水して実験を行った。この結果、8月までに藍藻類1種（約 $10\mu\text{m}$ ）、緑藻類1種（約 $40\mu\text{m}$ ）の分離に成功した。

現在元種として保存培養を行っており、タナエア種苗生産施設の開設後の運用について、担当者と協議を行っているところである。



調査採集物：①サボテングサ類（緑藻）、②ソゾ類（紅藻）、③アマモ（顕花植物・スガモ類）、④スジアオノリ近縁種（緑藻）、⑤アメフラシ卵塊（キリバスでは食用に採捕、日本のものより柔らかい）



藻類群落周辺にはクロナマコ（*Holothuria atra*）が蛸集

## （2）沿岸藻類環境の把握

キリバスでの藻類養殖については紅藻類のキリンサイ（紅藻植物でミリン科の海藻）、ウミブドウの養殖が行われているとの情報であったが、赴任後に車窓から眺めたところ、ラグーンが広がる環礁側、太平洋側の両海岸には、高潮域から潮間帯にかけて藻類群落と思われる景色が散見された。このため、休日に近隣の太平洋側を観察することとした。また環礁側については、アンボ種苗生産施設周辺の潮間帯の一部について、漁業省から調査協力要請があり、観察の機会を得た。干潮時の水深50cm程度の海域での調査であったが、太平洋側では、各種の緑藻類海藻、紅藻類海藻の群落形成が確認された。また、ラグーン側では紅藻類のソゾの仲間と顕花植物<sup>iii</sup>のアマモの仲間が混生して大きな群落を形成し、多数のクロナマコが集まっていることが確認された。アマモ群落は沿岸資源の基礎生産を支えるとされているが、実際に豊富な漁業資源の存在を観察する機会は日本ではなかったので、改めてその効果理論の正しさを確信するとともに、キリバス沿岸資源の豊富さに圧

<sup>iii</sup> 種子植物ともいう。花を咲かせ、種子を作ることによって繁殖する。



倒された。

担当者によると、クロナマコは漁獲対象種で乾燥品に加工して輸出されるが、価格が1 kgあたり3豪ドル<sup>iv</sup>と安い。種苗生産を計画しているハネジナマコは同じ乾燥品が1 kg 20豪ドル程度になるので、増殖を図りたいとのことであった。着任時に聞かれたナマコの種苗生産技術は、この豊かな海域を利用する計画の一部であると理解した次第である。

さらに、ラグーン側と太平洋側の両方の潮間帯上部で緑藻類海藻のスジアオノリ近縁種<sup>v</sup>が自生していることを確認した。本種は日本では高級品として取り扱われており、養殖利用を検討できる新品種と期待しているところである。

## 6. 日々の生活

まず、キリバスに赴任して感じることの多い感覚は「びっくり」である。筆者が素人で海外の慣習等に慣れていないこと、英語が下手で意思疎通が十分ではないことが主要因と分かっているが、たいていの行事は前日の夕方か、当日知ることが多く、しかも内容が式典への招待であったりと、筆者としては恐れ多いことばかりなので、「びっくり」するしか方法がないのが実情である。また、PDDのオフィスではスタッフの席はほぼ決まっているのだが、出張等で不在の者の席を使い、なぜか他局の方が仕事をしていることが多い。人事異動でもあったのかと思い、当初は戸惑っていたのだが、事情がわかりだんだん慣れてきた。現在PDDの定員は増員され、10名体制のはずである。実際のところを聞こうともしないのは、このアバウトさへの慣れなのか、筆者が怠け者だからかは判然としないところである。

次に感じるのはキリバスの方々の勤勉さであ

る。勤務中は集中して執務にあたっている。たまたま事業評価に参加する機会を得たが、これは大臣臨席の下に開催される一大行事で、途中モーニングティーやランチを挟むものの、ほぼ1日中、若い人がプレゼンターとして局長以上の者に説明し、質問に対して回答を行う。各局の事業説明は真剣で好感の持てるものだった。評価側は当然様々な指摘や質問を行うが、決して否定的な態度を取らない。局長の1人が終了後に「若い人を伸ばすことが目的で、責める場ではない」と話してくれた。このような意識は重要だと思う。



事業評価の風景

また、先日行われた国際会議には休日返上でほとんどの職員が対応し、数々の用務をこなしていく様子を見ることができた（筆者は電話番号くらいしかできなかったが）。

生活については、キリバス以外の外国を知らないのも何も言えないが、タラワはほぼ赤道直下であるから、日中の日差しは日本ではありえない強さである。しかし、海を渡ってきた涼しく乾いた風が常に吹いており、日差しをよけた場所では快適に感じる人が多い。風の吹き抜ける日陰で卓球をプレイする大らかさも面白い。日常生活で食べるに困ることもないし、首都にいたためか、干ばつ緊急事態宣言時もそれほどの危機感がなく、それを感じる前に雨が降り、事態が解消した。ときどき、いくつかの商品の供給が止まってしまったりするが、考えてみると、いつで

<sup>iv</sup> 2022年現在、1豪ドル＝約90円。

<sup>v</sup> 生物の分類で、類縁関係の最も近い種をいう。（出典元：「精選版 日本国語大辞典」）



風通しのよい卓球台

もどこでも何でも手に入る日本が特別で、それほど不思議ではないと考えるようになった。

道を行き交う人々は外国人である筆者にも、目が合うと笑ったり、挨拶を返したりしてくれる。電話会社の女性職員は、何度教えても同じことを聞きに来る外国人の筆者に繰り返し丁寧に教えてくれる。隣で聞いていた小学生が笑っていたので、余程初歩的なことを聞いていたようだ。

筆者は、自然現象について、その機序を考えることを長い間仕事としていたので、生物を観察して色々考えるのが好きである。例えば鳥を見ると、アジサシの仲間が優占しているのは魚食性で長距離を移動できるからだろうかと考えたり、松の葉が櫛状に進化しているのを見る



キリバスのアジサシ類

と、空気中の水分や降水をできるだけ獲得するために変化したのだろうか、と考えたりするのが楽しい。しかしながら、キリバスに赴任して以来、実は「びっくり」しなかった日は今のところない。まだ知らない色々な事情が待っていて、これからも日々「びっくり」しながら過ごすしかないと考えている。それでも、ただ「びっくり」していることが仕事ではない。8月にFFA（太平洋諸島フォーラム漁業機関）の大臣級会議がキリバスで開催された際、筆者は漁業省の職員とともに開催に協力し、助言等を行った。このことは強く印象に残っている。今後も何かしらキリバスの役に立つことを見出し貢献できる日を夢見て過ごしていることも、付け加えて報告とさせていただきたい。



キリバスの希望



## キリバス共和国 持続的利用アドバイザー報告 ②

## 鮮魚ショーケース使用実験の実施

専門家 左近 充 浩一



太平洋島嶼国とキリバス（国際機関太平洋諸島センターガイドブックを加工）

<https://pic.or.jp/tourism/>

ギルバート諸島地図（外務省HP地図を加工）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/6/0629\\_01.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/6/0629_01.html)

筆者は2017年6月、キリバス共和国（以下「キリバス」という。）に水産資源持続的利用アドバイザーとして着任し、2022年3月に帰国するまでの約5年間、漁業海洋資源開発省（以下「漁業省」という。）に籍を置き、キリバスの漁業分野における開発支援に携わった。前号に引き続き、今回は、キリバス露店商の鮮魚販売状況改善を検討した実験についてご報告したい。

南タラワの中心部にテアオラエレケ地区（p.11「タラワ環礁地図」を参照）があり、その幹線道路沿いに鮮魚販売の露店商が12-15軒ほど集中している場所がある。そこでは、夕方鮮魚が水揚げされるとすぐ、露店商が台の上に鮮魚を山のように、または整然と並べて販売している。夕方に仕事帰りの人々が立ち寄って、鮮魚はドンドン売れていく。ただその売り方は、氷を全く使わず、群がるハエを小枝で払いながら、客に魚を選ばせる方法である。衛生面でも魚の鮮度保持にも問題が多く、筆者は当地で駐在を開始した時から、この状況を何とか改善できないものかと解決策を模索してきた。

鮮魚ショーケース（以下「FSC」という。）の紹介と使用実験については、2021年8月にテアオ

ラエレケで開催されたFAO-FADsプロジェクト<sup>i</sup>の鮮魚露店商対象のワークショップで紹介し、テアオラエレケの露店商と意見交換しながら試作品を準備した。図面案を基にカートンボックスを使用し、サンプルを製作してこの会に臨んだ。

その後、テアオラエレケの露店商との相談の結果、ショーケース上部のスライディング窓を1枚から2枚に変更した。試作品は北タラワの造船所に依頼し、ベニヤ合板にFRP（繊維強化プラスチック）加工をして製作した。ケース内部中央に仕切りを作り、内部には氷が融けて血水が溜まる

<sup>i</sup> FADs（集魚装置）を用いた漁業を通じて生計と食料安全保障を強化することを目的としたFAO（国際連合食糧農業機関）の地域プロジェクト。



ボーンフィッシュ（ソトイワシ）の販売（台の上で氷は使われておらず、小枝でハエを追っ払っている。）



鮮魚露天商を対象としたワークショップ

ので、それを排水するため前面右隅には水抜きも設置した。

筆者は、露店商のネネアンさんとそのご主人の協力を得て、2021年10月22日から11月11日まで露天商の鮮魚販売に立ち会い、漁の状況や魚の販売についての聞き取り調査とFSCの使用実験を行った。実験期間中にこのショーケースをトラックに積み、タラワの幹線道路周辺の住宅地への移動販売も実施した。拡声マイクの呼びかけに地域住民が集まってくる。露天商のあの手の販売戦略を知ることができた。

露店商の鮮魚販売における戦略は、水揚げされた鮮魚を台の上に大盛にして客の興味を惹くこと、できる限りその日の内に販売すること、その日の夜までに完売できなかった場合はクーラーボックスに氷と共に保管し、翌朝から露店販売を再開す



FRP加工を施したFSCの使用実験

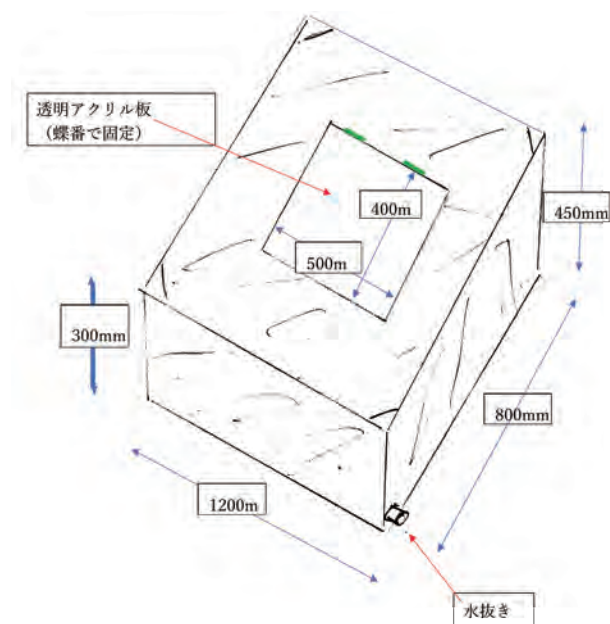


カートンボックスで作ったショーケースサンプル

ること、売れ行きが不調な場合は値段を下げてでも売り切ること、などがある。氷の手配が難しいため、中には自分でチェストフリーザーを使い、容器に水を張ってブロック氷を作り、仲間にも販売している人もいた。またバイリキCPPL<sup>ii</sup>やベシオKFL<sup>iii</sup>に氷を買いに走ることもあった。筆者も夜間に何度か氷購入（20kg×4～5袋）と運搬の手伝いを行った。なお、魚がすぐに売り切れるだろうと判断されれば、その日は氷もFSCも使用することはなかった。

ii 漁業海洋開発省を通じてキリバス政府が完全所有する漁業公社（Central Pacific Producers Limited）

iii 漁業と水産加工業の合弁会社（Kiribati Fish Limited）



カートンボックスで製作したサンプルの図面案





FSC前面右隅から溜まった水を抜く様子



氷が融けたものと魚の血水の排水状況

ネネアンさんはご主人と共に沿岸漁業経営も行っている。彼女の説明により漁業経営のリスクの高さがよく分かった。以下はトビウオ漁についてであるが、あくまで彼女の事例としての参考情報である。

10月23日午後4時に浜から水揚げされた約600尾のトビウオを受領。

FSCの向かって左側に100尾、右側に60尾のトビウオと氷を入れて販売準備完了。

トビウオ販売価格は、1尾1豪ドル（2021年当時、約80円）であった。一般来訪者は数尾から20尾ほどを一度に買っていき、干物業者は一度に40-50尾買っていった。ドンドン売れていくので驚いた次第である。

漁師は3名。水揚げされた600尾のトビウオは、単純計算で総売上は600豪ドルになる。ここから次にあげる経費を差し引いて、漁師1名の取り分を計算してみよう。



FSCをトラックに積み込み移動販売。スピードは超スロー。地域住民が集まってきたら、道路脇に駐車して販売開始。



拡声マイクを使った呼びかけに次々と客が集まってくる。写真中央は、FSCからトビウオを取り出して販売する様子。





CPPLの氷 2豪ドル/5kg



KFLの氷 1.5豪ドル/3kg



KFLは夜間も工場内で氷を販売している。

① 船外機燃料代（ガソリンとオイル）：41ℓ 使用し、1ℓ 1.39豪ドルなので、 $1.39 \times 41 = 56.99$  豪ドル

② 漁師グループの賄い代等（飲み物・菓子・タバコ他代金）：10豪ドル

③ コストとして ①+②=66.99豪ドル

④ 総売上600豪ドルから③を引き、粗利として  $600 - 66.99 = 533.01$  豪ドル

⑤ 利益配分を考え、経営者は漁師2名分を取り分として、ここで確保している。よって、漁師1名あたりの粗利は  $533.01 \text{ (④)} \div 5 \text{ (漁師3名+経営者(漁師2名分))} = 106.60$  豪ドル

⑥ ⑤から1名あたり5豪ドルの販売手数料を経営者に支払い、 $106.60 - 5.00 = 101.6$  豪ドルが漁師1名あたりの純益

なお、経営者は上述とは別に、売り子の女性に1名あたり10豪ドル/日の費用と魚氷蔵用の氷代を負担する。

トビウオの場合、サイズにかかわらず1尾の値段は同じである。通常1豪ドル/尾で販売しているが、数量が多くて売れ残りそうな場合は、0.8豪ドル/尾に値下げする場合もあるようだ。販売価格を変更すると、漁師の手取り金額にも変更が



テーブルの上に盛られたトビウオを干物業者は40-50尾購入する。



中には10-20尾ほど購入していく一般来訪者も。



生じる。経営者は臨機応変に売上とコスト計算をしている様だ。

漁師との分け前で経営者は2名分を取るが、経営者は、漁船・漁具・船外機・燃油などの操業準備のための経費として1名分を確保している。

上記の単純計算で、漁具も船も船外機も何も持たない漁師が漁業チームに参加して1日トビウオ漁に出漁しただけで、1日100豪ドル稼げるのなら良い商売に思えるが、それが毎日続かないのが現実であり、それが「漁業は水もの」といわれる所以である。その理由は次のとおり。



顔に特徴のあるロングノーズ

表 テアオラエレケ地区の露店商1軒の鮮魚販売記録（2021年10月22日～11月11日）

| 2021年<br>月 日 | 魚 種                         | 水揚数量<br>(尾数)                | 氷使用の有無<br>(kg)  | 売上日額<br>(豪州ドル)   | 備 考                                                                                     |
|--------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 10/22        | FF <sup>※1</sup>            | 200                         | 無               | 200.00           | 魚価 1.00豪ドル/尾                                                                            |
| 10/23        | FF                          | 600                         | 15              | 353.00           | 魚価 1.00豪ドル/尾 247尾は売残り、翌日に持ち越し                                                           |
| 10/24        | FF                          | 247(残) + 322(新)             | 無               | 569.00           | 魚価 1.00豪ドル/尾 2時間で完売                                                                     |
| 10/25        | FF                          | 363                         | 無               | 363.00           | 魚価 1.00豪ドル/尾 1時間で完売                                                                     |
| 10/26        | FF                          | 180                         | 無               | 180.00           | 魚価 1.00豪ドル/尾 1時間で完売                                                                     |
| 10/27        | FF/BF <sup>※2</sup>         | 400/120                     | 25/25           | 400.00/不明        | 魚価 1.00豪ドル/尾 (FF)<br>BFの販売が厳しく値段を変更<br>1.70→1.50→1.30豪ドル/lb (ポンド)                       |
| 10/28        | FF/BF                       | 362/70                      | 40/10           | 不明/不明            | 両魚種とも販売が厳しく値段を変更<br>FF 1.00→0.80豪ドル/尾<br>BF 1.70→1.50→1.30豪ドル/lb (ポンド)                  |
| 10/29        | FF                          | 827                         | 60<br>(KFLから購入) | 354.00           | 473尾は売残り、翌日に持ち越し                                                                        |
| 10/30        | FF/BF                       | 473/2 ケーラーBOX<br>(露店商仲間のBF) | 前日の残り           | 378.40/不明        | 魚価 0.80豪ドル/尾 (FF)<br>トラックを借りテマイク地区までの行商を実行<br>露店商仲間2名が同乗し、BFを販売<br>運転手付きトラック賃料 43豪ドル/往復 |
| 10/31        | —                           | —                           | —               | —                | 船外機故障のため漁業は休み、修理と漁具整備                                                                   |
| 11/1         | FF                          | 630                         | 40              | 459.00           | 魚価 1.00豪ドル/尾、171尾は売残り、翌日に持ち越し                                                           |
| 11/2         | FF                          | 171                         | 前日の残り           | 136.80           | 魚価 0.80豪ドル/尾                                                                            |
| 11/3         | BF/<br>ロングノーズ <sup>※3</sup> | 53/6                        | 無               | 不明/不明            |                                                                                         |
| 11/4-8       | —                           | —                           | —               | —                | 船外機故障のため、5日間漁業は休み<br>船外機の修理、ボートの整備、漁具修理                                                 |
| 11/9         | FF                          | 590                         | 50              | 208.00           | 魚価 1.00豪ドル/尾 382尾は売残り、翌日に持ち越し                                                           |
| 11/10        | FF                          | 382(残) + 270(新)             | 25              | 305.60<br>270.00 | 売残りの魚価 0.80豪ドル/尾<br>新規の魚価 1.00豪ドル/尾                                                     |
| 11/11        | —                           | —                           | —               | —                | 船外機故障のため漁業は休み、修理と漁具整備                                                                   |

注) ※1 FF：トビウオ、※2 BF：ボーンフィッシュ

※3 キリバスではフエフキダイ科の魚類のうち顔の長いものを総称してロングノーズと呼んでいる。



とても鮮度の良いトビウオ

10月22日から11月11日まで21日間の調査期間のうち、7日間は船外機故障のため漁がなかった。全日程の3分の1は漁獲なしで、その原因は漁業機材の不具合であり、この種の漁業と露天商のビジネスはリスクが高く不安定なものだといわざるを得ない。漁師の取り分は水揚げ魚の数量次第である。販売状況についてはp.21の表を参照願いたい。

表に示したように、漁に出た14日間のうち7日間氷が供給され、FSCの使用実験が行われた。

また、FSCは氷を夜間8時間以上（夜10時から翌朝8時まで）、昼間5時間以上（午前10時から午後5時まで）保持することができた。したがって、FSCの保冷能力は道路脇での鮮魚露天商で使用されても十分なものであるといえる。

FSCと露天商の魚販売テーブルでは、衛生面において格段の差がある。FSCにはハエなどがたからない利点がある。しかし、露天商は使い勝手のよいテーブル（魚が来たら、テーブルの上面に水をかけてサッと洗うのみ）で鮮魚を販売し、売れ残ったら普通のクーラーボックスで保管する方法で良いと高をくくっているようである。衛生面での規制や販売中に氷を使う規制などが導入されれば、事態は変わってくると思われるが、何の規制もない現状では、今のやり方で必要十分であるとの考えで、FSCの紹介でその商慣習を改善す



アクリル板越しに見たFSCの内部。魚と氷が良く見える。スライディング窓を透明なアクリル板にしたことが功を奏した。

ることができなかったのは残念であった。魚の需要が高い時には、トビウオ600尾でも2時間で売り切れてしまうので、露店商が取扱いに手間のかかるFSCの利用を考える必要性が低いようであった。

漁業経営に関する今回の状況調査とFSCの使用実験については、その報告書を取り纏め、漁業省に提出した。この実験で使用したFSCはEFIP（エコファーム製氷施設）の第1ハウスに保管してある。FSC自体の保冷効果は市販のクーラーボックスと同程度であり、所期の目的である「露店商による衛生的な鮮魚販売の向上」に資するFSCの紹介と販売結果は示せたが、魚を台の上に広げて客に選ばせるという露天商の商売の性質や使い勝手、掃除の手間などを考えるとFSCの紹介は少々時期尚早であったかもしれない。しかしながら、露店商の鮮魚販売状況改善の方策を検討する実験の実施は有意義であったと思う。感染症対策や公衆衛生環境の改善は重要な課題であり、近い将来に露店商の商業規制が変わる（氷の常時使用、衛生検査実施、商売登録制など）ことにでもなれば、ショーケースの使用が再考される機会も出てくるのではと考える。この実験は、その改善に向けての一步であったと思っている。



## 第68回国際捕鯨委員会総会に参加して

業務支援課 藍澤 輝明

### 1. はじめに

国際捕鯨委員会（International Whaling Commission：以下「IWC」という。）総会は、2022年10月17日から21日までの5日間、中央ヨーロッパにあるスロベニア共和国ポルトロージュで開催された。この総会に参加する機会を得たので、本稿ではその概要を報告したい。



第68回IWC総会会場（右奥建物）

### 2. 第68回IWC総会までの経緯

IWCは、1946年に採択され、1948年に発効した国際捕鯨取締条約（International Convention for the Regulation of Whaling：以下「ICRW」という。）に基づき設立された国際的な委員会であり、その目的は鯨類資源の適当な保存及び捕鯨産業の秩序ある発展（持続的利用）を図ることである。

1948年に主要捕鯨国15か国によって活動が開始され、日本は1951年に加盟した。鯨類資源の保存と持続的利用を目的に活動を始めたIWCであったが、1960年代に入り、米国、英国、オランダ、オーストラリア等の主要捕鯨国が、採算の合わなくなった捕鯨産業から撤退し、その一方で動物愛護や環境保護などの影響を強く受けることになった。そのような中、1972年、国連人間環境会議において10年間の商業捕鯨モラトリアム（一時停止）が米国提案により採択された。この時期から世界的には反捕鯨の機運が高まり、IWCでも、加盟国数を増加させてきた反捕鯨勢力の影響の下、1982年に商業捕鯨のモラトリアムが採択された。日本は当初、商業捕鯨モラトリアムに異議申立を行っていたが、国際的な情勢に鑑み1986年7月にこれを取り下げ、南氷洋捕鯨については1987年4月、沿岸捕鯨については1988年3月をもって、IWC管理種を対象とした商業捕鯨を中断することとなった。

1982年に可決された商業捕鯨モラトリアムについては、ICRWの付表第10項 (e) に規定されている。すなわち「10 (e)：この10の規定にかかわらず、全ての資源についての商業目的のための鯨の捕獲頭数は、1986年の鯨体処理場による捕鯨<sup>i</sup>の解禁期及び1985年から1986年までの母船による捕鯨<sup>ii</sup>の解禁期において並びにそれ以降の解禁期においてゼロとする。この (e) の規定は最良の科学的助言に基づいて検討されるものとし、委員会は遅くとも1990年までに、同規定の鯨資源に与える影響につき包括的評価を行うとともに (e) の規定

<sup>i</sup> 沿岸捕鯨のことを指す。

<sup>ii</sup> 遠洋捕鯨のことを指す。

の修正及び他の捕獲頭数の設定につき検討する」とし、捕鯨活動を一時的に停止し、科学的知見を持って鯨類資源を再評価し、遅くとも1990年までゼロ以外の捕獲枠を検討するという規定になっている。商業捕鯨モラトリウムが採択された理由は、鯨類資源管理のための科学的情報に不確実性があり、適切な管理を行うためには最良の科学的助言に基づいて包括的な資源評価を行う必要があるというものであった。日本は、ICRW第8条「この条約の規定にかかわらず、締約国政府は、同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って自国民のいずれかが科学的研究のために鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを認可する特別許可証を与えることができる」に基づき、ゼロ以外の捕獲枠の設定に必要なデータの収集を目的として、鯨類捕獲調査を1987年より2019年6月の脱退まで実施してきた。

また、1992年、IWC科学委員会が鯨類資源を枯渇させることない捕獲枠の設定を可能とする改訂管理方式（以下「RMP」という。）を開発し、1994年のIWC総会においてRMPを捕鯨資源管理措置とすることが合意された。しかし、同時に反捕鯨国は、RMPで算出した捕鯨枠の遵守を確保するために、RMPに監視取締制度などを組み合わせた改訂管理制度（以下「RMS」という。）を策定する必要があると主張し、これがIWCの方針として採択されることとなった。その後、RMS完成に向け、会合が複数回行われるも、監視取締員をどの国から選出するのか、規制にかかる費用をどこが負担するのか等の議論は合意に至らず、RMSは現時点でも完成していない。

2018年、ブラジルのフロリアノポリスで開催された第67回IWC総会において、日本は、考え方の異なる持続的利用支持国（鯨類を持続的利用が可能な海洋生物資源として見る立場）と反捕鯨国（鯨類をいかなる条件下でも保護すべき動物として見る立場）の「共存」を目

指した「IWC改革案」を提案した。拘束力のある付表修正提案にかかる採択には、4分の3の得票が必要であるが、IWCの中では持続的利用支持国・反捕鯨国双方とも4分の1以上の勢力を持っているため、これまで双方から提出されるいかなる提案も採択を阻止されてきたことから、IWCは、捕鯨の管理も鯨類の保存も決定できないという機能不全の国際機関になっていた。「IWC改革案」は、IWCの本委員会の下部組織として持続的捕鯨委員会（新設）と保護委員会（既存）を設け、それぞれ下部委員会でコンセンサスで合意された決定事項については、本委員会で、これまでの4分の3の賛成ではなく、2分の1の賛成で採択されるという提案であり、IWCを国際機関として機能するものにしようとするものであった。しかしながら、反捕鯨国は捕鯨を認める提案が採択される可能性が少しでもあるならば反対という理由で、改革案は否決された。一方、「IWCは鯨の保護へ進化し、今後調査捕鯨は必要ない、商業捕鯨モラトリウムを堅持すべき等」とするフロリアノポリス宣言がブラジルにより提案され、反捕鯨国の賛成多数により採択された。この提案は、食料としての鯨類の持続的利用の考え方を完全に否定するものであった。

この結果、現状のIWCにおいて持続的利用支持国と反捕鯨国が共存していくことは不可能であることが明白となり、日本にとってIWCに加盟したまま商業捕鯨を再開するという道が絶たれたことになった。その後、2018年12月26日、日本はICRWからの脱退を発表して、直ちに条約に従った脱退の手続きを行い、2019年6月30日をもって1951年以来70年近く加盟していたIWCから脱退し、IWCの枠組みの外で31年ぶりに商業捕鯨を再開することとした。



### 3. 第68回 IWC 総会

第68回IWC総会は、加盟国88か国のうち、57か国（うち51か国に投票権あり）が出席する中で進められた。日本がオブザーバー参加した5日間にわたる会議の主な議題とそれに関する持続的利用支持国と反捕鯨国の双方の主張について、以下のとおり概要をまとめた。<sup>iii</sup>

#### （1）第68回 IWC 総会に限った一時的な投票権回復措置提案

結果：コンセンサスにより可決。

17日（初日）冒頭、新型コロナウイルスのパンデミックによって財政的に深刻な影響を受けた加盟国政府が、同総会での意思決定において不利にならないようにするため、手続規則及び財政規則の投票権の停止規定に「例外的な状況において委員会が別段の決定をしない限り」との文言を追加する改正を行った上で、同パンデミックがこの「例外的な状況」に該当すると認定し、最大過去3年間（2020年～2022年）の分担金が未払の加盟国であっても、本総会に限り投票権を一時的に回復させるとする提案がコンセンサスにより採択された。

#### （2）南大西洋サンクチュアリ（鯨類保護区）設置提案

結果：定足数（45カ国）を満たさず票決されず。

18日（2日目）、「南大西洋に鯨類保護区を設置し、域内の捕鯨活動を禁止する一方、鯨類以外の水産資源の管理はその当該海域を管轄する地域漁業管理機関に委ねる」という案がアルゼンチン、ブラジル、ウルグアイにより提案された。この提案に対し反

捕鯨国（チェコ（EU代表）、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド等）が賛成する一方、持続的利用支持国からは、「食料安全保障上の脅威になる（ギニア）」「商業捕鯨モラトリアムがあり商業捕鯨は行っていないのに改めて鯨類保護区を設置する必要があるのか（セントルシア）」「鯨類のみを保護して生態系に悪影響は出るのではない（アンティグア・バーブーダ）」などの反対意見が表明された。

20日（4日目）、多数の持続的利用支持国は「投票権を有するにもかかわらず、参加経費やビザ等の問題で参加できない加盟国が存在する中で投票を行うことは不適當である」という懸念を表明し、総会会場に現れなかった。その結果、総会に出席している人数は定足数（加盟国88か国の過半数の45か国以上）に達せず、議長が「現在の手続き規則に鑑み、また、過去の例でも出席者数が過半数に達しない投票は行われていないため、本件も同様に投票を行わない」と説明した。これに対し反捕鯨国からは「定足数に関する議長の解釈には納得できない」「定足数の定義を確認・検討すべき」「投票に付すべき」「民主的な手法ではない」「欠席国名を総会報告書に明記すべき」（コスタリカ、インド、チリ、メキシコ等）という



第68回 IWC 総会（2日目）

<sup>iii</sup> 第68回IWC総会の会議ドキュメント及び会議の動画映像は、以下のウェブサイトから入手・閲覧可能。

会議ドキュメント公表サイト  
<https://iwc.int/events-and-workshops/iwc68>

会議動画公表サイト  
<https://www.youtube.com/c/IwcInt/streams>

意見が出された。一方、イギリスやオーストラリア等からは、次回第69回IWC総会で定足数について定義を明確にする必要性を訴えた。これらを踏まえ、議長より「定足数については次の総会までにOE-WG（運営効率化作業グループ）が作業し、次回第69回IWC総会の初日に決定することとする」との発言があった。

### （3）海洋プラスチック汚染への対処提案

結果：コンセンサスにより可決。

18日（2日目）、海洋プラスチック汚染が鯨類に与える影響評価の科学委員会による検討などを要請する決議をチェコ（EU代表）が提案した。この提案は一部文言修正した後に、20日（4日目）コンセンサスにより可決された。

### （4）食料安全保障に関する提案

結果：次回第69回IWC総会で継続審議。

18日（2日目）、IWCの意思決定において食料安全保障確保の必要性を考慮することなどを要請する決議をガーナ、ガンビア、カンボジア、ギニア、アンティグア・バーブーダが提案したのに対し、反捕鯨国からは主に以下の反対意見が表明された。「食料安全保障はIWCではなくFAO等の機関が対応すべき（チェコ等）」「食料安全保障は持続的な漁業・養殖で対応すべきであり、商業捕鯨は食糧安全保障の解決策にならない（韓国）」「鯨類を食さなくとも食料安全保障は確保できる（ニュージーランド）」「将来の商業捕鯨につながる危険性があるので反対（イギリス、ブラジル、チリ）」。

一方、反捕鯨国でも以下のとおり決議の文面について協議に応じる用意があるとする声も聞かれた。「IWCが認める先住民生存捕鯨(ASW)は一部の人が対象。本件決議案について協議する用意がある（チェコ）」「テ

キストが修正されるのであれば賛成できるかもしれない（オーストラリア）」「先住民生存捕鯨が食料安全保障に関係しているところのテキストについて提案国と協議する用意がある（アメリカ）」。

持続的利用支持国からは賛成表明が出された（セントルシア、ソロモン諸島、モロッコ、リベリア、コートジボワール、ベナン、カメルーン等）。特に、アンティグア・バーブーダからは「ASWを認めているにもかかわらず、本件はなぜ反対意見が出るのか理解できない。まるで『私たちの選んだものしか食べてはいけない』と言っている。なぜ他国がそんなことを言えるのか。コロナ渦におけるワクチン配分の教訓として、私たち途上国は自力で何とかしないといけないということを教えられた。すなわち自力でカヌーを漕いで食べ物を調達しなければならない。捕鯨に直接関係しないプラスチック汚染の決議案を支持する一方で、捕鯨に関連する食料安全保障をIWCではなく他の機関で対応すべきと主張するのは理解できない」との発言が強い口調でなされた。

20日（4日目）、ガーナより、提案国代表として次回第69回IWC総会にコンセンサスが得られるような提案を行う発言があり、継続審議となった。

### （5）モラトリアムの解除と捕鯨産業の秩序ある発展を目的とした鯨類資源の保存及び管理プログラムの実施に関する提案

結果：次回第69回IWC総会で継続審議。

18日（2日目）、RMPの実施に関する作業再開について評価する作業部会の設置等を要請する決議がアンティグア・バーブーダ、セントルシアから提案され、アンティグア・バーブーダより次の発言があった。「IWCは鯨類の保護のみを追求する機関と



なってしまった。1982年に商業捕鯨モラトリウムを採択して1990年までにゼロ以外の捕獲数にすることになったが、結果はそうっておらず、IWCでは一部の人（反捕鯨国）の利益しか考えられていない。ICRWのもう一つの目的は捕鯨産業の秩序ある発展である」。

これに対し反捕鯨国からは次のとおり発言があった。「IWCはすでに当該議論を行ったが合意できなかった。鯨類の需要が低く捕鯨を再開するためには多額の投資が必要であり非現実的である。IWCでは本件議論に多大な（人的・財政的）資源を費やしてきたことから反対である（オーストラリア、イギリス）」「モラトリウムのおかげで資源が増えた。モラトリウムを維持すべきであり反対である（チリ）」。

持続的利用支持国からは、次のとおり発言があった。「世界の人口は、2025年には100億人になる食料安全保障及び持続利用が必要であるので賛成（ノルウェー）」「本提案は新たな捕鯨や捕鯨の拡大を求めるものではなく、IWCは、他の地域漁業管理機関と同様商業捕鯨を管理するものであり、IWCにおいて様々な意見が共存できる土台を模索してほしいという提案と認識、IWCの組織の役割に鑑みた上で捕鯨に賛成反対ではなく異なる角度から真剣に考えてほし

い（日本）」。

20日（4日目）、提案国代表としてアンティグア・バーブーダよりコンセンサスを得るため、次回第69回IWC総会で継続審議したいとの発言があった。

## （6）非加盟国の鯨類捕獲及び今後のIWC

19日（3日目）、日本を含む非加盟国の鯨類の捕獲及び今後のIWCの体制について、アンティグア・バーブーダからIWCが現在陥っている財政難の理由は、IWCが捕鯨を管理する機関であるのに鯨類の保存しか行わない機関になってしまったことで、分担金の額が多い捕鯨国がIWCに見切りをつけ脱退したためだとした。更にアンティグア・バーブーダから、「IWCがまともな国際機関に生まれ変わり、非加盟国がIWCに再び戻ってくるように、IWCの枠外で行われている捕鯨を協議する特別な作業部会を設置する」旨の勧告を提出する用意があるとしたところ、同国及びセントルシア並びに反捕鯨国であるオーストラリア、アメリカ及びイギリスが、次の総会までに当作業部会の設置を検討することとなった。なお、日本からは日本がICRW脱退後も継続してIWC科学委員会にデータを提供し、積極的に議論に参加している等、今後も国際法を遵守して商業捕鯨を行っていくことを情報提供した。

## （7）役員選出、第69回IWC総会の日程等

21日（最終日）、2022年～2024年の新議長・新副議長の選出が行われ、議長にギニア（持続的利用支持国）のAmadou Diallo、副議長にオーストラリア（反捕鯨国）のNick Gales が選ばれた。また、2023年及び2024年の科学委員会はスロベニアのブレット及びアンティグア・バーブーダで開催され、第69回IWC総会はペルーのリマで開催され



IWC 総会（3日目）  
中央モニターに映るアンティグアバーブーダ

ることが決定された。

#### 4. IWC総会に参加して

本総会は、日本が2019年にICRWを脱退して以降の初めての開催であったが、日本脱退前と変わらずIWC加盟国の分断が際立ち、「鯨類産業の秩序ある発展」といった本来の目的の一つを達成することは極めて困難であるとの印象であった。

本総会で反捕鯨国、特に南米が力を入れたのが「南大西洋サンクチュアリ（鯨類保護区）」の設置であった。商業捕鯨モラトリウムとともに、反捕鯨国が推進しようとしているのがサンクチュアリであり、モラトリウムが将来撤回されたとしても捕鯨を阻止するための手段と位置付けていると思われる。2001年に提案されて以来否決され続けていたが、今回の第69回IWC総会は南米のペルーで開催されることから、反捕鯨国は同サンクチュアリ設置提案の可決に全力で臨んでくると予想される。今回の総会では同提案は定足数を満たさず票決されなかったが、次回総会では定足数の定義づけが総会初日に審議されるため、持続的利用支持国は、次の総会までの定足数に関する議論を注視していく必要があるのではないだろうか。また、今回の総会には参加できなかった国が多かったことから、次回総会までの2年間で作業部会を設置して、例えばインターネットでの投票や不在者投票を可能とする、出席する際のビザをとりやすくするといった対応を検討していくこととなった。これらを通じて持続的利用支持国の参加を促進するようにすべきと考える。

鯨類を食料と位置付ける食料安全保障については、テキストの協議に応じるという反捕鯨国が一部存在したが、基本的にモラトリウム解除へ繋がる提案には「商業捕鯨への道を開く」と強く反対し、改めてIWCの二極化を感じた。アンティグア・バーブーダからは、

IWCが捕鯨を管理する機関であるのに鯨類の保護しか行わない機関になってしまっていることを憂えており、それを改善しようとする発言が多かった。これは、かつて日本がIWC加盟国であった時の発言と似ており、日本脱退後もIWCの体制を改善しようとする考えが持続的利用支持国の間で生き続けていると感じた。海洋生物資源の持続的利用を求める国と、条約の下で本来認められるべき捕鯨をいかなる状況においても認めない国という、2つの相容れない考え方を有するグループが存在し、その考え方の違いで双方が協力を拒まざるを得ない状況にある。他の国際機関のように、すべての加盟国にバランスのとれた結果をもたらすようにしっかり機能するためのアプローチを考える必要があるだろう。その中でも、アンティグア・バーブーダが提案した捕鯨を行っている非加盟国がIWCに加盟できるようにする方策を検討するための作業部会の設置を次の総会までに検討することに対し、反捕鯨国が参加するとしたことは一つ前進であったと感じた。日本は引き続き持続的利用国との連携を図り、IWCの趨勢を注視していく必要があるだろう。



ポルトロージュの近くの小さな港町「ピラン」



## 彼の地のイッピン・フィジー編 ～マグロの刺身～

フィジー駐在員事務所長 北澤 拓

フィジー共和国（以下「フィジー」という。）に赴任して11か月が経過した。彼の地のイッピンとして真っ先に紹介しなければならないのはフィジー料理であろう。しかし、未だに本格的なフィジー料理を堪能していない。数回、フィジー料理っぽいものを食べたのみで、それを語ることができるほど食していない。彼の地でルーティーンとして食べている食事は、インドカレー、中華料理、韓国料理、日本料理である。フィジー料理を避けているわけではない。そう、首都であるSuvaにはフィジー料理を供するレストランは筆者が知る限りでは1か所。街の外れにあり、週4日しか開いていないという、食を堪能する機会を得るにはなかなか難易度が高い。ではフィジー人がフィジー料理を食べていないかと言われればそうではなく、それぞれの自宅でココナッツミルクを絞り、様々な料理をしている模様。ここから推察されるのは、フィジー人にとってわざわざお金を払って外食するものではないということかもしれない（知らんけど）。

そこで思いついたイッピンは、これです！



Fiji Water

ご覧になったことのある方も多いのではないだろうか。東京都内で「Fiji Water」の文字が入ったトラックを見たことがある方もいるかもしれない。筆者は新宿で営業マンとして働いていた時、よくそのトラックを目にし、その鮮やかな色合いとFijiの字が脳裏に焼き付いている。まさか自分がFijiに駐在することになるとは、人生とは分からないものである。話がそれた。

フィジーの輸出品目を調べたところ、トップは水である（2020年）。世界で5番目に水を輸出している国である。この水のうち、最も輸出されているものがFiji Waterである。もちろん、Fiji Waterは国内でもよく飲まれている。レストランに置いてある水は必ずFiji Waterだし、どこのスーパーマーケットでも置いている。もちろんそれ以外の水もあるが、一番美味しいのはFiji Water、そして一番高いのもFiji Waterである。ただフィジーは産地であるから日本の半額くらいで購入できる。

Fiji Waterがなぜ人気か。ジャックバウアーも愛飲していたとの情報があるように、美容意識の高いハリウッドセレブが人気に火をつけたといわれる。Fiji Waterは手付かずの熱帯雨林地帯に広がる地下水が水源となっている。工業化されてしまった日本や欧米諸国とは異なり、フィジーには酸性雨や汚染された大気、産業廃棄物などの環境汚染とは無縁の豊かな土壌が広がり、長い歳月をかけてじっくりと自然ろ過された水なのだと信じたくなる（知らんけど）。

さて、本題の水産関係の食べ物にも触れてみよう。和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたのが2013年。それ以前も和食ブームであったのかもしれないが、このことが和食



脂の乗ったマグロ

ブームの加速化に一役買ったことは間違いないようだ。フィジーでもマグロの刺身を買うことができる。生鮮キハダで、価格は1kgあたり42フィジードル（約2,730円）。日本のスーパーの価格が100gあたり300円程度であることから日本とほぼ同価格である。

この刺身、とても人気である。販売する店の店員に確認したところ、地元の漁師が漁獲しており、漁獲があった時のみの販売である。1週間に3～4日店先に並べば良い方で、1週間刺身が並ばない日もある。そのため、地元の皆さんも刺身の販売を楽しみにしているようで比較的短時間で売り切れになってしまう。このことは日本人として嬉しいことであるが、刺身の確保のためには積極的に動かねばならない。このように入手は少し難しいが、マグロの刺身を、しかも生鮮物を外国で食べられることは大変喜ばしいことである。

刺身の品質はというと、熱帯域であるために致し方ないが基本的にはさっぱりとしており、脂身はほとんどないが、血抜き等の処理がしっかり行われているようで、非常にきれいな色味である。釣りあげてすぐにメているのか、妙な酸味もない。非常においしい。11か月間で2度ほど、脂の乗ったキハダに当たったことがある。フィジー人から聞い

たところ、沖合に瀬<sup>i</sup>があり、そこで漁獲されたキハダは脂の乗りが良いということらしい。

これは筆者がまぐろ漁船に科学オブザーバーとして乗船していた際に漁労長から聞いた話と合致している。漁労長曰く、瀬<sup>i</sup>につくマグロがあり、それらは非常に脂が乗っており、同じ種類のマグロとは思えないほど美味であると。そしてそのマグロは「墨付きのマグロ」と言われるらしい。瀬<sup>i</sup>周辺を魚群探知機（魚探）で探ると魚探には墨で線をスーッと引いたような魚影が出ることからそのように言われているとのことである。フィジーではそのようなマグロも時折楽しむことができる。もちろん、脂が乗っていても乗っていなくても値段は同じ。アイランドプライスである。

フィジー人が刺身を食べることに対しての考察であるが、太平洋島嶼国では生魚を食べることに抵抗が少なく彼らの食文化との親和性が高いこと、そして醤油やワサビがスーパーマーケットで購入できるため魚の食べ方として刺身が選択肢のひとつに定着しつつあるのではと推察している。

一点補足を。海外では当たり前なのかどうか分からないが、こちらで売っているわさびは、まさにWasabiであるといつも感じる。容



マグロの切り身

<sup>i</sup> 天然礁。水深が深いところから急に浅くなるところで、ここにプランクトンが集まる豊かな漁場。



器にはHotの文字があり、文字どおりHotである。日本で売っているわさびとは比べ物にならないくらい辛い。脳天を突き抜けるような強いツーンという刺激が襲ってくる。わさびのオバケのような辛さである。外国人がイメージするわさびを体現しているという気がする。刺身を引き立てるのは少し違って、それはそれで面白い。

刺身を販売する流通網があることで、付加価値を付けてキハダを売ることができる。これにより、販売している店舗も漁業者もより多くの収入を得ることができ、和食を求める消費者も喜んでそれを購入しているという素晴らしいスパイラルが起きている。和食が世

界に広まることで三方良しの流れが世界各地で起こっており、その一端がフィジーで見られると考えると日本人として誇らしい（少し言い過ぎか…）。

さらに、財団ではフィジー水産省が運営している製氷施設への技術指導を行っており、基本的に漁師はその製氷施設で氷を購入していることから、財団がこの流れの一翼を担っているともいえるかもしれない。



フィジー駐在員事務所からの夕日

主な動き

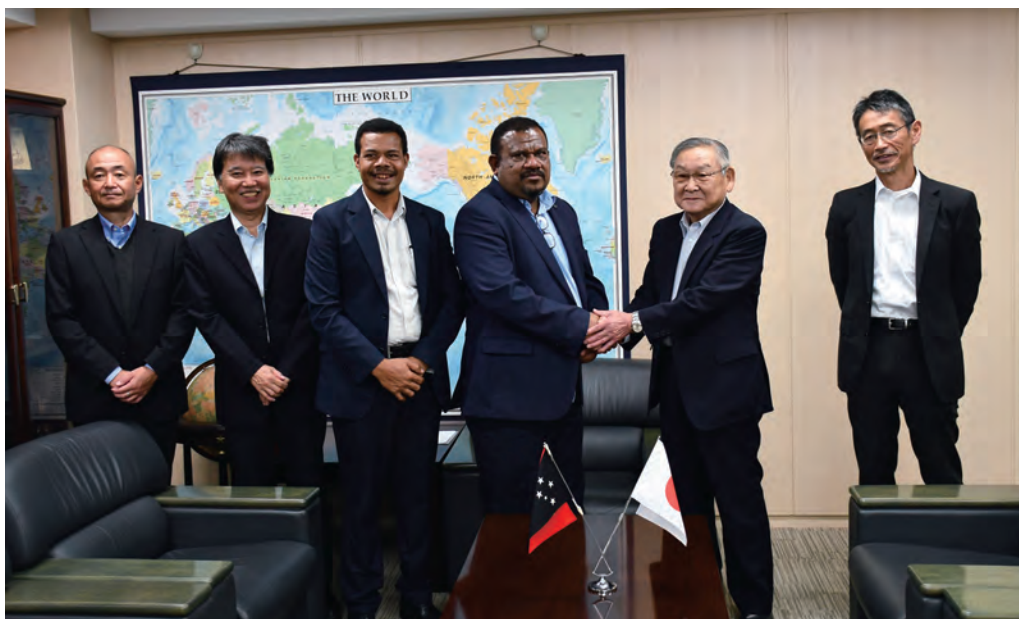
対象期間 2022年 8 月～10月

要人往来

2022年10月12日 財団訪問 パプアニューギニア独立国

NFA（National Fisheries Authority）副総裁代行 Mr. Noan Pakop

NFAモニター評価官 Mr. Siggie Mukaisi



左から、五十嵐専門家、首藤常務理事、ムカイシ評価官、パコップ副総裁代行、竹中理事長、遠藤専務理事

研修生受入

2022年 9 月 9 日 研修修了式 定置網研修コース パプアニューギニア独立国 計 5 名



左から、Ms. Venna Pokana、Mr. Tobbo Sepa、遠藤専務理事、Mr. Oli Harry、Mr. Kema Thomas Tukabuwai、Ms. Marina Meombi



2022年9月19日 研修開始式 乗船コース 計5名

ミクロネシア連邦（FSM）1名、パプアニューギニア独立国（PNG）4名



左から、遠藤専務理事、Mr. Agi Amos Varage（PNG）、Mr. Kin Kin（FSM）、Mr. Junior Hiluwa Tongole（PNG）、Mr. Paul Keno（PNG）、Mr. Kereso Asa（PNG）、首藤常務理事

2022年9月20日 研修開始式 漁業管理コース 計5名

カメルーン共和国（CMR）、タンザニア連合共和国（TZA）、ナミビア共和国（NAM）、マダガスカル共和国（MDG）、リベリア共和国（LBR） 各国 各1名



左から、Mr. Marolova Antoine Rasolomampionona（MDG）、Mr. Kimasa Wenceslaus Bugomba（TZA）、竹中理事長、Mr. Fulbert Djego（CMR）、Mr. Sem Ilungu（NAM）、Mr. Nathaniel Decius Leesolee（LBR）

主な動き

専門家派遣（短期派遣・対象期間：2022年8月～10月）

（１）水産関連施設機能回復推進事業

ア．地域巡回機能回復等推進事業

| 国名     | 目的     | 氏名            | 期間                            | 主な派遣先    |
|--------|--------|---------------|-------------------------------|----------|
| パラオ    | 巡回指導実施 | 畑野 実          | 8月7日～8月27日                    | コロール     |
| パラオ    | 巡回指導実施 | 畑野 実<br>坂本 浩司 | 10月30日～12月16日<br>11月3日～12月10日 | コロール     |
| ミクロネシア | 巡回指導実施 | 原 由郎          | 10月21日～12月10日                 | ボンベイ、ヤップ |

（２）水産技術普及推進事業

| 国名          | 目的      | 氏名             | 期間                           | 主な派遣先              |
|-------------|---------|----------------|------------------------------|--------------------|
| パプアニューギニア   | 第2回事業実施 | 藤井 資己          | 10月30日～11月30日                | ポートモレスビー、アロタウ、ウェワク |
| カーボベルデ      | 第1回事業実施 | 新井 孝彦          | 7月31日～8月30日                  | サンビセンテ             |
| モーリタニア・イスラム | 第1回事業実施 | 新井 孝彦<br>近澤 良宇 | 9月26日～10月21日<br>9月26日～12月20日 | ヌアクショット            |

（３）カーボンニュートラル技術等支援事業

| 国名   | 目的   | 氏名            | 期間                        | 主な派遣先 |
|------|------|---------------|---------------------------|-------|
| フィジー | 事前調査 | 濱本 康裕<br>畑野 実 | 7月17日～8月6日<br>7月21日～7月27日 | サブサブ  |

（４）持続的海洋水産資源利用体制確立事業

| 国名     | 目的   | 氏名    | 期間          | 主な派遣先       |
|--------|------|-------|-------------|-------------|
| ナウル    | 事業実施 | 村上 正治 | 6月17日～8月15日 | アイウォ、アニバレ   |
| カーボベルデ | 事業実施 | 鷹尾 保馬 | 7月3日～8月19日  | プライア、サンビセンテ |



専門家派遣（長期派遣・2022年10月31日現在）

| 地 域     | 国 名（機 関）      | 担 当 業 務    | 氏 名               |
|---------|---------------|------------|-------------------|
| 太 平 洋   | キリバス          | 持続的利用の助言   | 大橋 智志             |
|         | ソロモン          | 持続的利用の助言   | 小 松 徹             |
|         | ソロモン（FFA）     | まぐろ産業振興の助言 | 川本 太郎             |
|         | ツバル           | 持続的利用の助言   | 上杉 悟郎<br>（フィジー駐在） |
|         | パプアニューギニア     | 持続的利用の助言   | 五十嵐 誠             |
|         | パラオ           | 持続的利用の助言   | 與世田 兼三            |
|         |               | シャコガイ養殖指導  | 曾根 重昭             |
|         | フィジー          | 巡回普及指導     | 畑 野 実             |
|         | マーシャル         | 持続的利用の助言   | 野原 稔和             |
|         | ミクロネシア        | 出張所所長      | 内田 和久             |
|         |               | 巡回普及指導     | 小西 憲治             |
| ア フ リ カ | カメルーン         | 持続的利用の助言   | 小木曾 盾春            |
|         | モロッコ（ATLAFCO） | 持続的利用の助言   | 石川 淳司             |

政府ベースの漁業協力等

対象期間 2022年8月～10月

無償資金協力

| 国名    | 案件名                                                            | 交換公文締結日 |
|-------|----------------------------------------------------------------|---------|
| フィリピン | バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ自治地域における小規模農家及び漁民のための農業及び漁業バリューチェーン向上計画（WFP連携） | 8月31日   |

外務省のホームページに「国別約束情報」が掲載されています。  
URLは <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html> です。

専門家の派遣（JICA専門家の派遣：農林水産省推薦分） なし

調査団の派遣 なし

漁業交渉・国際会議（プレスリリース）

| 発表日    | タイトル                                          |
|--------|-----------------------------------------------|
| 8月1日   | 全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）第99回会合（特別会合）及び第100回会合（年次会合） |
| 9月19日  | 北西大西洋漁業機関（NAFO）第44回年次会合                       |
| 10月4日  | 中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第18回北小委員会                 |
| 10月10日 | みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）第29回年次会合                    |
| 10月17日 | 第68回国際捕鯨委員会（IWC）総会                            |
| 10月24日 | 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）第41回年次会合           |

農林水産省のホームページに「会議等の開催情報」が掲載されています。  
URLは <https://www.maff.go.jp/j/pr/event/kaigi.release.html> です。



## 海外漁業協力事業のための賛助会員及び寄附のお願い

海外漁業協力財団は、我が国漁船の海外漁場を確保し、我が国への水産物の安定供給に寄与するため、これまで海外の142の国・地域・国際機関において様々な技術協力及び経済協力事業を行い、多くの沿岸国と強い信頼関係を築くとともに、我が国の漁業者や企業が海外で操業や事業を継続することに貢献してきました。

我が国の食用魚介類自給率はおよそ60%程度で推移していますが、私たちの健康で豊かな食生活を維持するためには、良質なたんぱく源である水産物の自給率の維持・向上が不可欠です。

財団は、我が国への水産物の安定供給に貢献していくため各種事業の更なる充実を図っていきます。このためには、財政基盤の整備とともに財団の諸活動に対する国民の皆様からのご理解とご支持・ご協力が重要です。財団では賛助会員・寄附制度を設けておりますので、皆様のご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



太平洋島嶼国での技術指導（パラオ共和国）



アフリカでの技術指導（カーボベルデ共和国）

### 1. 申請者の業種区分

財団の事業目的に賛同していただける方には、会費納入によって事業活動をご支援いただくことができます。なお、会員の期間は4月1日から翌年3月末までの1年間とします。

年会費（個人） 1口 5,000円（何口でも結構です）

年会費（法人・団体） 1口 50,000円（何口でも結構です）

### 2. 寄附金

随時申し受けております。

### 3. 賛助会費及び寄附金の使途

皆様から寄せられた賛助会費及び寄附金は、法令並びに定款の定めに基づき、財団が実施する海外漁業協力事業に使用します。

### 4. お問合せ先

賛助会員及び寄附についての詳細は、財団ホームページ（<https://www.ofcf.or.jp/pages/45/>）をご覧ください。くか、下記にお問合せください。

公益財団法人海外漁業協力財団 総務部 総務課

Tel：03-6895-5381 Fax：03-6895-5388

## 競争参加者の資格申請に関する公示

2022、2023及び2024年度において公益財団法人海外漁業協力財団の競争参加者資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示いたします。

公益財団法人海外漁業協力財団  
融 資 部 長 細 川 明 快

### 1. 申請者の業種区分

| 業 種 名          | 営 業 品 目 名                                                                                                                                  |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 製 造 販 売    | 1) 事務用機器 2) 家具 3) 光学機器 4) 電子・電気・通信機器<br>5) 計 測 機 器 6) 厨房 7) 医薬品 8) 医理化学機器 9) 輸送用機器<br>10) 水産・漁業用機械(漁具を含む) 11) 船舶・船舶搭載機器 12) その他            |
| (2) 販 売        | 1) 事務用機器・文房具及び家具 2) 光 学 機 器 3) 電子・電気・通信機器 4) 厨房<br>5) 医薬品 6) 医理化学機器 7) 輸送用機器 8) 百貨店 9) 総合商社<br>10) 水産・漁業用機械(漁具を含む) 11) 船舶・船舶搭載機器 12) そ の 他 |
| (3) 印刷・出版      |                                                                                                                                            |
| (4) 翻 訳        |                                                                                                                                            |
| (5) 映画・広告      | 1) 映画・ビデオ・スライド製作 2) 広 告 3) 写真撮影 4) その他                                                                                                     |
| (6) サ ー ビ ス    | 1) 旅 行 業 2) 運送業(梱包・発送等含む) 3) ビル管理・清掃等各種保守管理<br>4) リース業 5) コンピューターサービス 6) その他                                                               |
| (7) 保 険        |                                                                                                                                            |
| (8) 建 設 工 事    |                                                                                                                                            |
| (9) 設 備 工 事    | 1) 電気関係設備工事 2) 暖冷房給水排水衛生設備工事 3) 冷凍・冷蔵等設備工事<br>4) 船舶設備工事 5) その他                                                                             |
| (10) 一般コンサルタント | 1) 委託調査 2) 建設設計 3) 測量 4) その他                                                                                                               |
| (11) そ の 他     |                                                                                                                                            |

### 2. 申請受付と資格付与の時期

随時申請を受け付けております。

### 3. 申請書及び必要書類

(1) 申請者は、当財団ホームページ(<https://www.ofcf.or.jp/>)内の「申請書作成要領」に基づき「競争参加資格審査申請書」(様式第1号)を作成し、次の書類を添付のうえ、郵送もしくは持参してください。なお、提出いただいた申請書類は返却いたしませんのでご承知おき願います。

- 1) 経歴書(営業の沿革、営業所、海外支店等一覧、業務組織、役員及び資本等)
- 2) 定款またはこれにかわるべきもの
- 3) 直近2年分の財務諸表
- 4) 登記簿謄本又は戸籍謄本
- 5) 納税証明書
- 6) 委任状(支店・代理店が申請する場合に提出)
- 7) その他



なお、官公庁の「競争参加者資格審査結果通知書」(写)を添付する場合は、前頁4)及び5)の添付を省略することができます。

- 8)「等級決定通知書」の返信用として、封筒(長形3号)に84円切手を貼付し、あて先(郵便番号、住所、部署名、担当者名)を明記のうえ、申請書に添えて提出してください。

(2) 申請用紙及び作成要領の入手と提出先

- 1) 入手方法：申請書作成要領及び申請用紙は、財団ホームページの「お知らせ」内よりダウンロードできます。

- 2) 提出先：公益財団法人海外漁業協力財団 融資部 業務支援課

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-2-2 虎ノ門30森ビル5階

Tel: 03-6895-5382 Fax: 03-6895-5388

#### 4. 申請及び競争に参加できない者

- (1) 契約締結能力を有しない方または破産者で復権を得ない者
- (2) 競争参加資格審査申請書(添付書類を含む)に虚偽の記載をした者
- (3) 次の1)から5)の一に該当する者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む)でその事実があった後2年を経過しない者
  - 1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
  - 2) 公正な競争の執行を妨げた方または公正な価格を害し、もしくは不正な利益を得るために連合した者
  - 3) 落札者が契約を結ぶことまたは契約者が契約を履行することを妨げた方
  - 4) 監督または検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた方
  - 5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった方

#### 5. 競争参加資格審査

財団の規定に従い、競争参加資格審査申請書及び添付資料の審査を行います。

#### 6. 審査結果の通知

審査後「等級決定通知書」により、結果を通知します。

なお、「随意契約」のみの登録申請の方は受付審査をもって登録者とし、通知はいたしませんのでご承知おき願います。

#### 7. 資格の有効期間

資格を付与された日から2025年3月31日までです。

#### 8. 入札の公示

一般競争入札案件については、財団ホームページ及び掲示板に公示します。

## 編集後記

発行人

来年6月2日の財団設立50周年記念日を挟む前後6か月の約1年間、「設立50周年記念イヤー」が始まった。12月14日には、予定するイベントの第1弾として、コートジボワールの動物・水産資源大臣、大西洋沿岸アフリカ諸国漁業協力閣僚会議事務局長らの参加の下に記念シンポジウムが開催され、「経済発展と環境保全の調和の下での持続可能な漁業開発」をテーマとして議論が行われた。詳細については本誌102号で紹介する予定であるが、上記テーマの実現に向け、また、将来の財団の活動の方向を検討していくために良い議論ができたと思う。財団としては、この1年間、内外の関係者とさらなる意見交換を行いつつ活動の方向を探っていこうと考えている（本誌第99号p.2-7参照）。

さて話題は変わるが、1年前に刊行した本誌第97号（2021年12月）で「1.5℃」について記載した。第26回気候変動枠組条約締約国会議（COP26）の話である。本年11月にはCOP27がエジプトで開催されたが、今回の会議はどのように評価されたであろうか？「Business as usual and blah blah blah」で終始しなかったであろうか？

COP27では「loss and damage」という言葉がキーワードとなった。太平洋島嶼国を含む途上国は、近年多発する異常気象による損失や損害に対するための資金の拠出を要求していたが、COP27においてこれを強力に求めたためだ。この求めに応じCOP27では基金の設立に合意したが、誰がどのような仕組みで資金を拠出して誰が資金を受け取るかなど、その具体的内容は今後の議論となっている。

一方で、「気温上昇を1.5℃に抑えるためのシナリオ」の実行に向けての動きは鈍い。1.5℃に抑えるためには「2030年に世界のCO<sub>2</sub>排出量を2010年の約45%減、2050年頃に正味ゼロ」にすることが必要とされるが、各国が提示している排出削減目標（NDC）では全くこれに届かない。このためCOP26の合意文書は各国にNDCの再検討と強化を求めたが、COP27開催時点でこの要請に応えた国はごくわずかだそう。化石燃料の段階的廃止にも合意できていない。COP26の結果は野心の低さや行動の遅れを酷評されるものとなったが、COP27の結果はこれに輪をかけるもので、このままではさらなる気候変動をもたらす「loss and damage」を増大させるだけではないのか。

昨年、「議論の成果が「Business as usual and blah blah blah」で終わらぬよう、この10年間で勝負である」と申し上げた。目標が定められるのを待つのではなく、まずは小さなことからでもいいので各自が行動を起こすことが重要と考える。



## ◎貸付制度について

財団は、我が国漁業者等が海外の地域で、沿岸漁業等の開発振興、国際的な資源管理の推進、現地合弁法人の設立等の海外漁業協力事業を行う場合、これらの漁業者等に対してその事業に必要な資金について融資を行っています。貸付対象、資金の種類等は次のとおりです。

### 1. 貸付対象となる事業

実施する海外漁業協力事業が次に該当することが必要です

- (1) 我が国海外漁場の確保との関連において行われるものであること
- (2) 我が国への水産物の安定供給との関連において行われるものであること
- (3) 政府の支持のもとに行われるものであること
- (4) 関係水産団体の支持態勢がととのっていること

### 2. 貸付対象者

本邦法人、本邦人、本邦法人等の出資に係る現地法人、国際機関

### 3. 資金の種類等

- (1) 無利子融資[手数料 年0.5%以内、償還期限 30年以内(うち据置期間5年以内)]
  - ① 海外の地域の沿岸漁業開発及び国際的な資源管理の推進等に寄与するための協力事業で、
    - (ア) 海外の地域の政府、現地法人等に施設等を譲渡するために必要な資金
    - (イ) 海外の地域で行う事業に必要な資金で、相手国政府、現地法人等に貸付けるために必要な資金
    - (ウ) 海外の地域で行う開発可能性調査その他の技術協力に必要な資金
    - (エ) 入漁との関連で相手国に支払う漁業協力金等

- ② 現地法人の設立等海外投資により行う事業で、その効果が主として周辺の住民生活向上に寄与すると認められる事業に必要な資金等

- (2) 低利融資[利率は市場実勢に応じて、円貨の場合は年0.6%以上、外貨(米ドル)の場合は年1.0%以上、償還期限20年以内(うち据置期間5年以内)]

海外の地域において現地法人等の設立等海外投資により行う協力事業で、

- ① 現地法人等に出資し、又はその株式を取得するために必要な資金
- ② 本邦法人等の出資に係る現地法人等に貸付けるために必要な資金で、設備資金その他長期資金に充てられるもの
- ③ 本邦法人等の出資に係る現地法人等に出資しようとする海外の地域の政府、現地法人等に対して、これに要する資金を貸付け又は施設等を譲渡するために必要な資金等

### 4. 融資割合

原則として海外漁業協力事業の実施のために必要な資金の70%相当額

### 5. 担保・保証

ご相談のうえ決定します

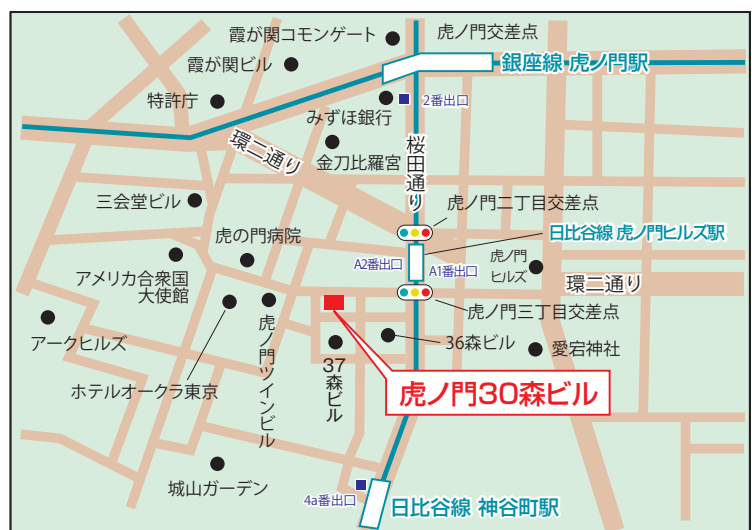
公益財団法人海外漁業協力財団 融資部 融資課  
電話：03-6895-5382 Fax：03-6895-5388

## 海外漁業協力 第101号

発行人 遠藤 久  
編集人 細川 明快  
発行所 公益財団法人海外漁業協力財団  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門3丁目2番2号  
虎ノ門30森ビル  
(TEL) 総務部 (03) 6895-5381  
融資部 (03) 6895-5382  
事業部 (03) 6895-5383  
(FAX) (03) 6895-5388  
(URL) <https://www.ofcf.or.jp/>  
印刷所 野崎印刷紙器株式会社

©OFCF 本誌掲載記事の無断転載を禁ず

### 付近略図



刊行：2022年12月

裏表紙の写真：タコつぼ置き場（モーリタニア・イスラム共和国 スアディブ漁港）

スアディブは、首都スアクシットに次いで2番目に人口が多く、水産業の拠点となっている。タコつぼの多さに圧倒されるが、モーリタニア人はタコをあまり食することがないという。ここで獲れたタコの多くは、日本やその他の国に輸出されている。



海外漁業協力 第101号 2022年12月刊行



*Overseas Fishery Cooperation Foundation  
of Japan*

<https://www.ofcf.or.jp/>